

令和5年第1回(定例)  
須恵町議会会議録

令和5年3月1日

令和5年3月6日

令和5年3月7日

令和5年3月16日

議会事務局

# 目 次

第 1 号 ( 3 月 1 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	12
議案第 1 号	16
議案第 2 号	17
議案第 3 号	17
議案第 4 号	20
議案第 5 号	21
議案第 6 号	22
議案第 7 号	24
議案第 8 号	25
議案第 9 号	26
議案第 10 号	27
議案第 11 号	28
議案第 12 号	29
議案第 13 号	29
議案第 14 号	30
議案第 15 号	31
議案第 16 号	32
議案第 17 号	32
議案第 18 号	33
議案第 19 号	34
議案第 20 号	35
議案第 21 号	35
議案第 22 号	35
議案第 23 号	35
議案第 24 号	35
議案第 25 号	35
散 会	45

第 2 号 ( 3 月 6 日 )

議 事 日 程	46
本日の会議に付した事件	46
出 席 議 員	46
議会事務局職員出席者	47
説明のため出席した者	47
開 議 宣 言	48
発議第 1 号	48
議案第 2 号	49
議案第 3 号	50
議案第 4 号	51
議案第 5 号	53
議案第 6 号	54
議案第 7 号	55
議案第 8 号	56
議案第 9 号	
議案第 10 号	
議案第 11 号	
議案第 26 号	
散 会	57

第 3 号 ( 3 月 7 日 )

議 事 日 程	59
本日の会議に付した事件	59
出 席 議 員	59
議会事務局職員出席者	59
説明のため出席した者	59
開 議 宣 言	61
2 番 議員 男澤 一夫	71
14 番 議員 今村 桂子	79
6 番 議員 川口 満浩	61
11 番 議員 田ノ上 真	68
7 番 議員 百田 輝子	71
散 会	86

第 4 号 ( 3 月 16 日 )

議 事 日 程	88
本日の会議に付した事件	88
出 席 議 員	89
欠 席 議 員	89
議会事務局職員出席者	89
説明のため出席した者	90
開 議 宣 言	91
議案第 11 号	91
議案第 12 号	92
議案第 13 号	93
議案第 14 号	94
議案第 15 号	95
議案第 16 号	96
議案第 17 号	97
議案第 18 号	98
議案第 19 号	99
議案第 20 号	99
議案第 21 号	100
議案第 22 号	100
議案第 23 号	100
議案第 24 号	100
議案第 25 号	100
議案第 26 号	100
報告第 1 号	110
発議第 1 号	111
発議第 2 号	
委員会の閉会中の継続調査について	116
閉 会	116

議事日程(第1号)

令和5年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更  
に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第 7号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 8号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 9号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第10号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第11号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第16 議案第12号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 令和5年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第25 議案第21号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第22号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について

- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第 1 号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について  
日程第 6 議案第 2 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例  
日程第 7 議案第 3 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第 8 議案第 4 号 町道路線の認定について  
日程第 9 議案第 5 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）  
日程第 1 0 議案第 6 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 1 1 議案第 7 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 1 2 議案第 8 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 1 3 議案第 9 号 令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 1 4 議案第 1 0 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）  
日程第 1 5 議案第 1 1 号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について  
日程第 1 6 議案第 1 2 号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について  
日程第 1 7 議案第 1 3 号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について  
日程第 1 8 議案第 1 4 号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
日程第 1 9 議案第 1 5 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 2 0 議案第 1 6 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 2 1 議案第 1 7 号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 2 2 議案第 1 8 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
日程第 2 3 議案第 1 9 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例  
日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 5 年度須恵町一般会計予算の提出について  
日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について

- 日程第26 議案第22号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第27 議案第23号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第28 議案第24号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第29 議案第25号 令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	百田輝子
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（1名）

12番	田原重美
-----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
税務課長	合屋真由美	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	健康増進課長	舛本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦

上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総務課参事	黒 川 忠 敬	総務課長補佐	白 水 婦 美
学校教育課参事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美



午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和5年第1回の定例会でございます。また、令和4年度末の最後の議会となりました。

また、令和5年の予算等も今日上程されておりますので、多数議案が上程されていますということで、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしく願いします。

ただいまから、令和5年第1回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、田原議員より、本日から14日までの会議及び委員会について欠席の届け出があっておりますので、御報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（13番 三上 政義） おはようございます。令和5年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

2月22日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。今回提出された議案は25件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

ほかに陳情が7件提出があっておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日1日から16日までの16日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会13件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会7件で、総務建設産業委員会付託の議案第11号については、両常任委員会の協議により、文教厚生委員会も審査に参加する連合審査会としております。

なお、議案20号から25号までの6議案は、関連議案のため一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、6日午前10時から中本会議、7日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。

16日午前10時から最終本会議終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月16日までの16日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月

16日までの16日間と決定しました。

---

## **日程第2. 会議録署名議員の指名について**

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、13番議員、14番議員を指名します。

---

## **日程第3. 町長諸報告**

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。3月定例会を招集いたしましたところ、1名の病欠の届出がありましたが、無事開催できる運びとなりました。この場を借りまして御礼を申し上げます。

町長諸報告に入る前に、議員各位に御礼申し上げます。

皆さんは、本議会で4年目を迎えられます。この4年間の間、町行財政改革、あるいは防災、まちづくりに対して深甚なる御協力を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

特に、この3年間は、新型コロナウイルス発生と同時に、イレギュラーな臨時議会、あるいは予算編成、たび重なるいろんな事業の展開、御協力いただいて、何とかこのコロナ禍を乗り切ってきております。

これからも続くかもしれませんが、本当に長い間、協力いただいたことによって、町民の方々が安心して住めるまちづくりに貢献いただいたと思っております。この場を借りて御礼を申し上げます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

### **令和5年度一般会計当初予算について**

まず初めに、令和5年度一般会計の歳入歳出当初予算の総額は117億9,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと1億5,000万円の増額、伸び率はプラス1.3%で、2年連続で110億円を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は0.3%の増、法人町民税は15.6%の増、固定資産税につきましては7.6%の増となっています。

町税全体といたしましては5.6%の増、1億7,500万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税ですが、令和5年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は令和4年度比1.7%の見込みとして計上されております。

本町への交付額は20億2,700万円ほど見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、新型コロナワクチン接種関連補助金は減としておりますが、障害者自立支援等国庫負担金や施設型給付費等国庫補助金、出産・子育て応援事業費国庫補助金の増により0.3%の増、16億5,300万円、都道府県支出金につきましても、施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金の増などにより、5.5%増の9億6,900万円程度と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、第三幼稚園改築事業や須恵第一小学校の長寿命化事業、庁舎エレベーター改修事業などの新規事業及び道路改良事業などの財源として6億円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金からの繰入金6億6,000万円に対応しております。

次に、歳出予算でございます。

まず、人件費でございますが、先に特別会計を含む全職員の状況を報告いたしますと、令和4年度末の退職者が2人、採用職員は今年3月の採用を含めて5人の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員2名、任期付き職員1名含めて162人の予定となります。

一般会計におきましては、平均年齢は40歳、平均給料月額は2,941円上がっております。

人件費につきましては3,800万円、2.7%の増でございます。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費や保育実施負担金及び委託料及び委託料の増などにより6%の増。

補助費等は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や出産・子育て応援事業費給付金の増などにより6.4%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、須恵第一小学校の長寿命化改良工事2億6,600万円、第三幼稚園建設事業に2億4,500万円、文化会館舞台吊物改修工事5,000万円、地域活性化センター空調設備改修工事に4,800万円のほか、道路新設改良事業など国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて14億3,200万円、3%の増でございます。

最後になりますが、おかげをもちまして本町は本年、町制施行70周年を迎えることとなりました。

令和5年度に記念式典を計画いたしておりますので、町制施行70周年事業企画運營業務委託料として950万円を計上させていただいております。

また、新型コロナウイルス対策、物価高騰による支援策等につきましては、必要に応じまして

補正を計上させていただきたいと考えております。

以上、令和5年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は、義務的経費の増加や、新型コロナウイルス感染症対策の長期化とロシアのウクライナ侵攻による物価高騰により、財政需要は今後も増加し、厳しい状況が続く見込みでございますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努める所存でございますので、どうか議員皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 令和5年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和5年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は29億8,900万円、前年度と比較して、率で0.4%、金額で1,344万円の減額となっております。

須恵町の国民健康保険の被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向が加速し、令和4年度より約100人減少して5,600人ほどとなる見込みで予算編成を行っております。

歳出でございます。まず、保険給付費ですが、被保険者数が減少する一方、高齢化の進展、医療技術の高度化等によって1人当たり医療費は増加している状況を考慮し、対前年度比1,399万円減額して21億5,059万円としております。

次に、県から医療給付費等の見込みで示されます国民健康保険事業費納付金は、対前年度比651万円減の7億7,195万円を計上いたしております。保険給付費の実績と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を考慮した保健給付費の推計により県から示された額でございます。

歳入におきましては、まず国民健康保険税率ですが、保険税の収納状況や県が市町村ごとに示す標準税率、県への納付金の推移等から検討した結果、令和5年度におきましても税率改定は行わず、対前年度比828万円の減額となり、保険給付費に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金は、ほぼ前年度並みの21億9,600万円を予算計上いたしております。

国、県等による財政支援と納付金の減額等により、一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで対前年度比較150万円の減額となりました。

今後も被保険者の皆様の健康保持増進のため、関係機関との連携強化を図りながら、生活習慣病予防や重症化予防のための効果的な保健事業を実施し、医療費適正化と国民健康保険事業の安定運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 令和5年度水道事業会計当初予算について

次に、令和5年度水道事業会計予算です。

収益的収支予算の収入額は6億5,129万7,000円で、前年度比5.2%、金額にして3,581万1,000円の減です。これは、給水収益の減によるものです。

支出額は5億8,137万9,000円で、前年度比2.2%、金額にして1,302万円の減です。

令和5年度の収支は4,178万9,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支の予算の収入額は5,300万円で、対前年度比49.3%、金額にして1,750万円の増です。これは、工事負担金の増によるものです。

支出額は2億9,477万4,000円で、前年度比42.5%、金額にして8,798万円の増です。これは県道拡幅工事に伴う建設改良費の増によるものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する2億4,177万4,000円は、損益勘定留保資金で補填をすることといたしております。

今後も水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

#### **障害者が地域で安心して暮らせるまちづくり**

次に、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

障害児や障害者が地域で自立して生活できるよう、様々な支援事業を充実させる「自立支援法」が2006年に施行されて、はや17年が経過しようとしております。

施行当時は、支援を行うサービスや支援事業所が充実しておらず、障害児や障害者が地域で生活していくためには介護者の負担が大きかったものの、昨今では多種多様なサービスが充実し、それらのサービスを利用しながら生まれた地域で最後まで生活できるようになってきております。

しかしながら、全ての障害児・障害者の方が自立して生活していくためには、社会情勢の変化を見極めながら、障害者福祉サービスの内容を検討することが必要と考えております。

そこで、町としましては、令和5年度より2つの事業の新設及び1つの事業の廃止を行おうと考えているところでございます。

新設する事業の一つは、「小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業」です。これは、介護保険の適用外である40歳未満のがん患者に対する訪問介護等の在宅サービスであり、介護保険と同様のサービスが受けることができます。

2つ目は、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」です。これは、在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減が目的であり、訪問看護ステーション利用料の一部を助成することで、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

廃止する事業としましては、「障害児放課後対策事業おひさまクラブ」の廃止です。

自立支援法が施行された頃は、障害児を預かる事業所が少なかったため、平成23年度より地

域の障害児の預かり事業所として「おひさまクラブ」を町が運営してまいりました。

しかしながら、令和5年1月現在では、糟屋郡に71か所の民間事業所があり、障害児の特性に応じて様々な療育サービスを行っており、当町のサービス利用者も全て民間事業所を利用されている状況でございます。

この状況に鑑み、「おひさまクラブ」につきましては目的を終えたと考え、令和4年度をもちまして廃止することといたします。

最後になりましたが、今後も「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、福祉サービスの充実に努めてまいります。皆様の御協力賜りますようお願い申し上げます。

#### **第七次須恵町総合計画基本構想の策定について**

最後に、第七次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

総合計画は、町の最上位計画と位置づけ、まちづくりを進めていくための基本指針とし、計画期間を4年間としております。また、実効性のある計画とするため、「基本構想」と「実施計画」の2層での構想といたします。

長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンを「基本構想」とし、基本構想を実行するための具体的な事業計画を「実施計画」といたします。

なお、実施計画は行政評価制度を導入し、進捗状況の積み上げによる政策管理ができるものとしていたします。

本計画を策定するにあたり、須恵町総合計画審議会へ諮問を行い、2月16日付にて答申を頂きました。

今回の策定は、審議会に策定委員の政策説明を求められ、基本構想を詳細に審議していただきました。

審議会の皆様には、大変な御苦勞をおかけしたと思っております。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

つきましては、須恵町総合計画策定条例の規定により、議案として提出いたしますので、御審議方よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

---

#### **日程第4. 議会報告**

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

令和4年12月23日に、令和4年第1回臨時会、令和5年2月16日に令和5年第1回定例会が、クリンパークわかすぎにおいて開催されました。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

初めに、令和4年第1回臨時会について御報告いたします。

議案第7号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算（第2号）については継続費の補正で、補正後の継続費の金額を22億5,808万2,000円とし、全員賛成で可決しました。

次に、令和5年第1回定例会について報告いたします。

日程第3、組合長の諸報告でございますが、し尿処理施設、酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されております。

令和3年11月から令和4年10月までの1年間に1万437キロリットルのし尿処理がなされ、各工程の処理機能もおおむね支障のない状況で順調に稼働しているとのことですが、どの工程においても機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修善を行いながら延命化に努めていくとの報告がっております。

また、クリンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しているとの報告です。

RDF施設では、令和3年11月から令和4年10月までの1年間に4万3,803トンの可燃ごみを処理し、約2万6,000トンのRDFの大牟田リサイクル発電所へ搬出したということとであります。

RDF施設も21年目となり、老朽化が進んでおりますが、点検・維持・補修を繰り返しながら処理を行っているとのこととです。また、リサイクルプラザにおきましては、同時期に3,044トンの不燃資源ごみが処理されたとの報告がっております。

大牟田リサイクル発電事業につきましては、令和5年度より民間会社が事業を継承することになっております。RDF処理委託料の単価は、2022年度1トン当たり3,300円から2023年度からの5年間は、1トン当たり1万3,000円になるとの報告がっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、用地取得が終わり、造成工事に向け準備をされており、3月28日に工事請負契約の締結について議案とする臨時会議を開催予定です。

次期ごみ処理施設の建設業費、運營業務委託費につきましては、継続費として、ごみ処理施設建設事業費4年間総額252億4,500万円、債務負担行為として、ごみ処理施設運営事業委託、期間令和10年度から令和29年度まで、限度額161億7,000万円を可決しております。

また、次期ごみ処理施設事業者選定委員会を昨年11月に設置いたしまして、次期処理施設の建設及び運営事業に関する事項についての審議をお願いしているところであり、令和10年4月の供用開始に向け諸準備を行っているとのこと。

続きまして、日程第4、議案ですが、議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと議案第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の改正については、それぞれ全員賛成で可決しております。

議案第3号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてです。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,184万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,992万5,000円とするものです。

須恵町負担金につきましては691万9,000円の減額となっております。

歳出は、一般管理費で委託料の減額、し尿処理施設関係で需用費の燃料費や負担金補助及び交付金の減額、リサイクル施設関係で負担金補助及び交付金の減額、次期ごみ処理施設関係で旅費の減額などが主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第4号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ31億1,249万5,000円で、前年度比8億8,858万3,000円の増で約40%の増額となっております。

須恵町の分担金として4億7,703万5,000円となっており、前年度比5,858万4,000円の増額で14%増となっております。

主な増額要因ですが、RDF処理委託料の増額、電気料金、燃料費の高騰によるもののほか、次期ごみ処理施設造成工事請負費の増額等によるものとなっております。全員賛成で可決しております。

発議第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和5年2月8日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。



議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第4、北筑昇華苑組合議会副議長の互選については、福津市の市議会議員の任期満了に伴い、副議長が令和5年1月23日付で欠員となっていることから、北筑昇華苑組合規定第7条第1項の規定により、北筑昇華苑組合議会副議長を互選するもので、指名推選により福津市議会中村清隆議員が当選されました。

日程第6、第1号議案北筑昇華苑組合職員の高齢者部分休業に関する条例については、地方公務員法の一部改正に伴う北筑昇華苑組合職員の定年延長等に伴い、高齢職員の部分休業制度に関する条例を制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、第2号議案北筑昇華苑組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、北筑昇華苑組合職員の定年延長等に伴う所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第8、第3号議案北筑昇華苑組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、組合職員の定年年齢等についての所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、第4号議案北筑昇華苑組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第10、第5号議案北筑昇華苑組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第11、第6号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴う組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しております。

日程第12、第7号議案北筑昇華苑組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、北筑昇華苑組合一般職員の給与関係規定において、準用する古賀市の給与関係規定と同様の措置として等級別基準職務表を改定するもので、全員賛成で可決しております。

日程第13、第8号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,139万5,000円とするもので、全員賛成で可決しております。

日程第14、第9号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を2億8,931万円と定めるもので、前年度予算比1,281万1,000円の増額で、全員賛成で可決しております。

また、定例会終了後、引き続き全員協議会が行われ、個人情報保護法の改正に伴い、北筑昇華苑組合議会の個人情報保護に関する条例制定について協議し、補足条例として北筑昇華苑組合の条例を制定するため組合議員から2名選出し、議長一任で手続を進めることで一致しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。令和5年2月20日月曜日に行われました令和5年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、定年引上げに係る60歳を超える職員の給与の特例や降給に関する必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行うもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案粕屋南部消防組合職員の降給に関する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い関係条例の整備を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号粕屋南部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号粕屋南部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合職員の職務の級の格付けを変更するにあたり、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第6号令和4年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,927万9,000円とするものです。

減額の主なものは分担金で、全体で3,115万3,000円減額となっております。須恵町分担金については462万3,000円の減額となっており、全員賛成で可決しました。

議案第7号令和4年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,939万3,000円とするものです。

増額の主なものは分担金で、全体で507万2,000円の増額となっております。須恵町分担金については75万2,000円の増額となっており、全員賛成で可決しました。

議案第8号令和5年度粕屋南部消防組合一般会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,741万8,000円と定めるものです。

分担金及び負担金は、全体で20億7,181万5,000円となっており、前年度に比べ2,692万3,000円の減額となっております。須恵町の分担金については3億748万1,000円となっており、全員賛成で可決しました。

議案第9号令和5年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,026万4,000円と定めるもので、分担金及び負担金は全体で3,239万1,000円となっており、前年度と比べ1,340万9,000円の増額となっております。須恵町分担金については480万7,000円となっており、全員賛成で可決しました。

発議第1号粕屋南部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和4年火災、救助、救急状況は、火災14件、前年比7件減、救助13件、前年比1件減、救急1,423件、前年比203件増となっております。

詳細については、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、粕屋南部消防組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和5年2月24日第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し所要の規定を整備するもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号財産組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については、定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正により、現行の定年退職者等の再任用の制度を廃止することに伴い、条例を廃止するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和5年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ1億440万1,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ1,203万4,000円の増となっています。

増額の要因として、事業費の林業総務費で森林整備事業の委託料、林道等の維持のための工事請負費用の予算計上によるもの、道路橋梁費で、林道・作業道補修工事によるものとなっており、全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号までは、それぞれ関連議案でありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

#### 日程第5. 議案第1号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） おはようございます。それでは、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について、粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議する。

提案理由といたしまして、粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） 議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例。

須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

提案理由として、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年6月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

4ページ、新旧対照表、改正後の上から7行目「動物の」から下から3行目「除く。」までを追加するもので、内容はマイクロチップを装着している犬についての取扱いを定めるものでございます。

3ページ、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第7. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例について、別紙のとおり提案するものです。

提案理由といたしまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、第26条の懲戒に係る権限の乱用禁止の規定を削除する改正となります。こちらは、民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

戻っていただいて、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第3号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第8. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第4号町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要が生じたため提案するものでございます。

今回、路線の認定は、7路線でございます。

2ページをお願いいたします。

認定路線でございます。図面番号1、路線番号、その他の町道709号、路線名、野間原1号線、起点、新原字野間原94番10地先から終点、新原字野間原93番3地先まで。延長27.4メートル、最大幅員10.8メートル、最小幅員6.0メートルほか6路線の認定について記載しております。

いずれも民間開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた道路について、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。これらの路線図を3ページから9ページのほうに添付しております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第9. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を124億4,537万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条で地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第3条で、翌年度に繰り越して使用する経費は「第3表 繰越明許費」によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など、決定額あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより4,900万円、2項固定資産税は8,650万円、4項町たばこ税は3,500万円の増額補正をしております。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億6,010万円を増額補正しております。

12款1項負担金は、現年度分児童福祉施設費負担金などで1,167万8,000円の減額補正、14款1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、決定額により減額補正、15款1項県負担金及び2項県補助金につきましても、決定額により減額補正をしております。

17款1項寄附金は、主にふるさと応援寄附金の決算見込みにより2億4,789万7,000円の減額補正。

3ページをお願いいたします。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金1,600万円の増額補正をしています。

20款3項雑入は、新市町村振興宝くじ交付金などで572万5,000円の増額補正。

21款1項町債は、契約額の決定などにより4億641万9,000円の減額補正でございます。

続いて4ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、各費目ごとに決算見込みにより増減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費3億37万9,000円の増額は、財政調整基金及び公共施設等整備基金積立金の増額のほかに、各費目の決算見込みによる増減補正でございます。

3款1項社会福祉費1億4,592万8,000円の減額は、非課税世帯等臨時特別給付金事業6,851万8,000円、介護保険事業5,265万9,000円などの減額補正をしております。

4款2項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減などで8,399万3,000円の減額補正です。

5ページをお願いいたします。

8款5項下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金が2,832万2,000円の減額補正です。

9款1項消防費は、粕屋南部消防組合負担金、新型コロナウイルス対策事業、中部防災セン



ター（仮称）建設事業などの決算見込みにより5,000万4,000円の減額補正。

10款4項幼稚園費は、第三幼稚園（仮称）建設事業の額の決定等により2億7,406万5,000円の減額補正です。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更が13件で、全て限度額の変更でございます。起債の方法、利率、償還法の変更はございません。

7ページをお願いします。

第3表繰越明許費、新規が2件で、合計2億9,410万円を次年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第10、議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ244万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,844万2,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税85万4,000円の減額は、決算見込みによるものです。

4款1項県補助金792万8,000円の減額は、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額によるものです。

5款1項他会計繰入金201万9,000円の減額は、給与費等繰入金等の減額によるものです。

6款1項繰越金434万2,000円の増額は、前年度の繰越金です。

7款1項延滞金、加算金及び過料90万円の増額は、国保税滞納延滞金の収入済額による補正をしております。

3項雑入311万6,000円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額です。

続いて3ページ、歳出でございます。

6款1項保険事業費7万円の増額は、職員人件費と第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

2項特定健康診査等事業費41万3,000円の減額は、特定健康診査事前予約受付委託料と特定健康診査受診率向上推進地区補助金の決算見込みによる減額です。

8款1項償還金及び還付加算金210万円の減額は、保険税過誤納還付金の決算見込みによるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第7号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案第7号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,210万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,200万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料1,015万8,000円の減額は、令和5年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

4款1項繰越金2,255万2,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,701万4,000円を含めたところの補正でございます。

5款4項雑入46万9,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金でございます。

次に、歳出です。

3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費30万円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,240万1,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合に納付します負担金の補正となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第12. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,713万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億769万9,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項負担金、補正額1,906万円の増額補正は、決算見込みによる受益者負担金の増額です。

4款1項財産運用収入、補正額4万円の増額補正は、決算見込みによる基金利子の増額です。

5款1項他会計繰入金、補正額2,832万2,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

6款1項繰越金、補正額677万9,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

7款2項還付消費税、補正額3,000円の増額補正は、決算見込みによる増額です。

7款4項雑入、補正額1,430万9,000円の増額補正は、多々良川流域下水道維持管理負

担金返還金の増額です。

8 款 1 項町債、補正額 3,900 万円の減額補正は、下水道事業債の工事量の減に伴う減額です。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 1 項総務管理費、補正額 797 万 9,000 円の増額補正は、決算見込みによる減額分と下水道施設整備基金積立金の増額分の差引きによる増額です。

2 款 1 項下水道事業費、補正額 3,439 万 1,000 円の減額補正は、決算見込みによる減額です。

3 款 1 項公債費、補正額 71 万 9,000 円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 2,830 万円を 2,160 万円に変更、これは令和 4 年度多々良川流域下水道建設費の確定による減額です。多々良川流域関連公共下水道分、限度額 2 億 380 万円を 1 億 7,500 万円に変更、これは町の工事量の減による減額です。資本費平準化債公共下水道分、限度額 1 億 450 万円を 1 億 430 万円に変更、公営企業会計適用債、限度額 900 万円を 570 万円に変更、どちらも対象事業の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第 13. 議案第 9 号

○議長（松山 力弥） 日程第 13、議案第 9 号令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第9号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,489万3,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

3款1項他会計繰入金、補正額260万円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4款1項繰越金、補正額279万3,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

6款1項町債、補正額30万円の減額補正は、対象事業額の減による減額です。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

3款1項公債費、補正額10万7,000円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,000万円を1,990万円に変更。公営企業会計適用債、限度額80万円を60万円に変更。どちらも対象事業の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託

します。

---

#### 日程第14. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第10号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第10号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益、補正額2,042万円の減額補正は、水道使用料の決算見込みによる減額です。

第1款第2項営業外収益、補正額470万円の増額補正は、雑収益の決算見込みによる増額です。

支出、第1款第1項営業費用、補正額347万5,000円の減額補正は、主に委託料の決算見込みによる減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金、補正額1,580万円の減額補正は、水道管移設補償費に伴う工事負担金の減額です。

支出、第1款第1項改良費、補正額1,540万円の減額補正は、工事請負費の工事量の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

## 日程第15. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第15号、議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定について。

第七次須恵町総合計画基本構想の策定について、別紙のとおり提出する。

提案理由としまして、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により別紙のとおり、第七次須恵町総合計画基本構想を策定したので、本議会の議決を求めるものでございます。

別紙1ページ、概要説明をお願いいたします。

須恵町総合計画審議会で審議した基本構想の基本ビジョン。

1、まちづくりの基本理念を須恵町民憲章とします。

2、まちが目指す将来像を水と緑と光の町すえとします。

3、人口推計を令和22年、2040年、人口将来展望3万人とします。

4、将来像を実現するための分野別政策を8ページ以降のとおり、50の政策を11の大綱に分類し策定しております。

以上、4項目について承認を得るものでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第16. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） 議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について。

須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について、別紙のとおり提出する。

提案理由として、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、須恵町地球温暖化対策



推進協議会を設置し、必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので、提案する  
ものでございます。

内容といたしましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、行政、町民、及び  
事業者の各主体が連携・協働し、須恵町が目指す姿の共有と効果的な推進を図るための協議会を  
設置することに関し、必要事項を定めるものでございます。

3ページ。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり  
ませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したい  
と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付  
託します。

---

### 日程第17. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定について  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定についてござい  
ます。

提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行  
されることに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、各地方自治体の個人情報保護制度が条例では  
なく法律に一元化されることになりました。

概要につきましては、本条例は法施行条例として、個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公  
表、個人情報ファイル簿の記載事項、個人情報取扱事務の届出、手数料等、開示決定等の期限、  
開示決定等の期限の特例、審査会への諮問など、法律の施行に関し必要な事項を定めるもので  
ございます。

附則第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

附則第2条は、現行の須恵町個人情報保護条例を廃止する規定でございます。

附則第3条は、経過措置を規定しています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第18. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

概要につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正、須恵町個人情報保護法施行条例の制定等により、本条例中で他の条文を引用する規定に変更が生じたことによる改正です。

また、これまで須恵町個人情報保護条例で定義されていた自己情報を引用した箇所を改正法で規定される保有個人情報に変更をいたします。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第19. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、須恵町附属機関に須恵町地球温暖化対策推進協議会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和5年1月20日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものです。

概要につきましては、フレックスタイム制による勤務時間の割り振りの基準を柔軟化するための人事院規則の改正が行われたことに伴い、本町においても、制度を導入することで職員が多様な働き方を実現できる環境を整備するため、当該条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、第3条、週休日及び勤務時間の割り振りに第3項と第4項を追加し、原則、全職員をフレックスタイム制の対象とすること、子の養育や配偶者等の介護が必要な職員については本人の申告を考慮して週休日を現在の週休日に加えて設けることや、勤務時間を割り振るものとするなどなどの改正です。

今回の改正に合わせて所要の条文整備を行います。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第21. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正内容は、障害者施設等に入所した場合の特例措置を適用する施設の追加でございます。

本条例第13条で、対象者が町外の障害者施設等に入所したため障害者施設の所在地に住所を変更した場合は、須恵町の重度障害者医療の支給対象者とする規定しております。

今回の法律改正に伴いまして、老人福祉法で規定する養護老人ホームと介護保険法で規定する介護保険特定施設及び介護保険施設を適用対象施設に加える改正を行うものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第22. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

3ページをお願いいたします。

新旧対象表でございます。

須恵町国民健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金の規定でございます。この金額は健康保険法施行令の第36条の金額に従って規定しておりますが、今回の健康保険法施行令の改正により、支給額が現行の40万8,000円から48万8,000円に上げられ、令和5年4月1日から施行されることになりましたので、本条例もこれに合わせて、第4条に規定する出産育児一時金の金額を48万8,000円に改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則です。この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第23. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、民法等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものです。

2ページをお願いいたします。

改正の内容は、民法の改正により、生活に必要なライフラインの設備を設置使用する目的で他人の土地や設備を使用することができることとなります。そのため、現在条例で規定している他人の土地に給水装置を設置する場合の同意について、民法に規定される要件を満たす場合は同意を不要とするものです。

附則です。この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託します。

---

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第28、議案

第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第20号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和5年度一般会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の5ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ117億9,000万円と定める。前年度と比較しますと1億5,000万円、1.3%の増となっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表、歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から構成比が多いものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、歳入予算で1番大きな割合を示します1款町税は32億9,068万7,000円、歳入全体の27.9%で、対前年度比1億7,585万円、率で5.6%の増収を見込んでいます。

次に、8ページをお願いします。

10款地方交付税は20億2,700万円、歳入全体の17.2%で、対前年度比5,500万円、率で2.8%の増となっています。これは町税が増収となること、地域デジタル社会推進費や地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応や、出産・子育て応援交付金の地方負担の対応などの基準財政需要額が増となるため、普通交付税の増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は16億5,379万2,000円、歳入全体の14.0%で、新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金は減となっておりますが、障害関係国庫負担金や施設型給付

費等国庫負担金、出産・子育て応援事業費国庫補助金の増により、対前年度比502万4,000円、率で0.3%の増となっています。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の59.1%となります。その他、対前年度比で大きく増加しているところを申し上げます。

4款配当割交付金2,400万円、対前年度比1,400万円、140.0%の増。

6款法人事業税交付金5,200万円、対前年度比1,300万円、33.3%の増。

7款地方消費税交付金6億7,900万円、対前年度比9,600万円、16.5%の増です。

16款財産収入1億3,945万6,000円、対前年度比9,418万6,000円、208.1%の増。

18款繰入金6億6,000万6,000円、対前年度比4,900万1,000円、率で8.0%の増です。

以上が主な収入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は52.8%、2.4ポイント増加しております。

次に、10ページお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に構成比が多いものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は43億3,954万7,000円、歳出全体の36.8%となっています。対前年度比較は2億2,370万7,000円、5.4%の増となります。障害者支援費、自立支援給付費や、地域活性化センター空調設備改修工事請負費、保育実施負担金及び委託料、障害児等保育助成事業費補助金などが増となっています。

次に、2款総務費23億7,487万8,000円、歳出全体の20.1%、対前年度比と比較しまして、2,607万1,000円、1.1%の増となります。財政調整基金積立金や、庁舎エレベーター改修工事請負費、町制施行70周年事業企画運営等業務委託料などが増になっております。

次に、10款教育費16億8,413万7,000円、歳出全体の14.3%となっています。対前年度比較2億50万2,000円、10.6%の減となります。第一小学校長寿命化改良工事や、テニスコート人工芝張替え工事請負費などが新規事業でございますが、第三幼稚園（仮称）改築工事請負費の減額がございます。

次に、4款衛生費13億4,577万8,000円、歳出全体の11.4%、対前年度比較7,408万8,000円、5.8%の増となります。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や、出産・子育て応援事業給付金、粕屋中南部休日診療所負担金などが増加しています。

次に、歳出予算を性質別で見ると構成比が多いものを4つほど申し上げます。



まず、物件費27億3,425万4,000円、歳出全体の23.2%となっております。ふるさと納税ポータルサイト利用料のほかに、ため池診断業務委託料、町制施行70周年事業企画運営業務委託料、須恵町地域交通計画策定業務委託料などが増加しておりますが、新年度より修繕料を物件費から維持補修費に性質を変更したことにより、物件費全体としては減となっております。前年度と比較して1億902万円、3.8%の減額です。

次に、扶助費27億600万8,000円、歳出全体の23.0%になっています。障害者支援費、自立支援給付費、保育実施負担金が増加しています。前年度比較1億5,360万3,000円、6.0%の増額です。

次に、人件費14億4,902万1,000円、歳出全体の12.3%となっています。3,843万円、2.7%の増額です。

次に、繰出金14億3,220万9,000円、歳出全体の12.1%です。国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金が増となっております。前年度比較4,105万8,000円、3.0%の増となっております。

次に、12ページ、第2表でございます。

地方債は11件、限度額の合計は6億円でございます。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

13ページ、第3表、債務負担行為は1件、限度額は660万円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第21号及び議案第22号について、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和5年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億8,900万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億3,951万9,000円、対前年度との予算額比較で1,414万2,000円、0.8%の減です。令和5年度平均被保険者見込数と令和4年中の所

得により計上しております。

4款1項県補助金21億9,628万6,000円、対前年度比較は0.7%の減です。こちらは、保険給付費等県交付金で町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項他会計繰入金2億4,918万4,000円、対前年度比較2%の増になります。制度改正により未就学児等均等割保険税繰入金が追加になっております。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

主なものを申し上げます。

1款総務費2,462万7,000円、対前年度比較28.7%の増です。人事異動により人件費が増となっております。こちら総務費は人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための事務費でございます。

2款保険給付費21億5,059万2,000円、対前年度比較0.6%の減です。1項療養諸費、2項高額療養費が主なものでございます。被保険者の減少に対しまして、1人当たりの医療費は増加傾向となっております。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,194万9,000円、対前年度比較0.8%の減です。県全体の保険給付費につきまして、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度でございます。それぞれの市町村の医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものでございます。

6款保険事業費3,717万7,000円、対前年度比較4.4%の増です。こちらはいずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保険事業と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。本年度データヘルス計画の更新に伴う委託費を計上しております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続けて、議案第22号でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の令和5年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,400万円と定める。第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしております。

次の57ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 2 億 9,970 万円、対前年度比較 4%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3 款 1 項他会計繰入金 1 億 2,419 万 3,000 円、対前年度比較 3.4%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当します保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の 58 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを申し上げます。

1 款 1 項総務管理費 846 万 1,000 円、対前年度比較 46.9%の減で、職員人件費が主なものでございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 1,259 万 3,000 円、対前年度比較 5.4%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納したものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。昼食の時間となっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

次に、議案第 23 号から議案第 25 号までについて、権藤上下水道管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 特別会計歳入歳出予算書の 87 ページをお願いします。

議案第 23 号令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算について。

令和 5 年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 11 億 8,100 万円と定めるものです。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算により説明いたします。

地方債、第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債により御説明いたします。

89 ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものとしまして、1 款分担金及び負担金 1 項負担金 690 万円、前年度比 15.3%の減

は、供用開始面積の減によるものです。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 3 億 2,070 万円、前年度比 2.8% の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 億 220 万円、前年度比 16.3% の増は、管渠築造工事等の増によるものです。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 3 億 2,061 万 6,000 円、前年度比 2.3% の増です。2 項基金繰入金 2,207 万 2,000 円、前年度比 1.2% の減です。令和元年度から令和 4 年度に積み立てた基金から当該年度の令和 5 年度分を繰り入れます。

8 款町債 1 項町債 4 億 850 万円、前年度比 1.8% の増は、流域関連公共下水道分の増によるものです。

90 ページをお願いいたします。

歳出です。

主なものとしまして、1 款総務費 1 項総務管理費 2 億 3,516 万 8,000 円、前年度比 0.9% の増は、多々良川流域下水道維持管理負担金の増によるものです。

2 款下水道事業費 1 項下水道事業費 4 億 4,612 万円、前年度比 10.5% の増は、工事請負費の増によるものです。

3 款公債費 1 項公債費 4 億 9,848 万 3,000 円、前年度比 1.8% の減は、償還利子の減によるものです。

91 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債です。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 3,560 万円、多々良川流域関連公共下水道分 2 億 1,870 万円、資本費平準化債公共下水道分 1 億 270 万円、資本費平準化債、流域下水道分 960 万円、特別措置分 3,830 万円、公営企業会計適用債 360 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、特別会計歳入歳出予算書の 129 ページをお願いいたします。

議案第 24 号令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和 5 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 6,300 万円と定めるものです。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算により説明いたします。

地方債、第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債により説明いたします。

131 ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものとしまして、2款使用料及び手数料1項使用料607万9,000円、前年度比3.9%の減は、前年度実績による減を見込んでおります。

3款繰入金1項他会計繰入金3,811万2,000円、前年度比0.6%の増です。

6款町債1項町債1,880万円、前年度比9.6%の減です。

132ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費66万1,000円、前年度比27%の減は、委託料の減によるものです。

2款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1,558万8,000円、前年度比12.1%の増は、委託料の増によるものです。

3款公債費1項公債費4,596万9,000円、前年度比6.8%の減は、償還元金の減によるものです。

133ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額1,820万円、公営企業会計適用債60万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算について。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数1万1,500戸、前年度比4.5%増の見込みです。2、年間総給水量276万4,000立方メートル、前年度比2.5%減の見込みです。年間有収水量265万5,000立方メートル、前年度比2.4%減の見込みです。4、1日平均給水量7,572

立方メートル、前年度比2.5%減の見込みです。5、建設改良事業費2億1,416万8,000円、前年度比61%増の見込みです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億5,129万7,000円、前年度比5.2%の減、これは給水収益の減によるものです。

支出、第1款水道事業費5億8,137万9,000円、前年度比2.2%の減、これは第1款営業費用第1目原水及び浄水費の委託料、材料費の減によるものです。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入5,300万円、前年度比49.3%の増、これは配水管等施設改良工

事に伴う負担金の増です。

支出、第1款資本的支出2億9,477万4,000円、前年度比42.5%の増、これは県道拡幅に伴う工事請負費の増によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,177万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するとしております。

第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費としまして、1、職員給与費8,706万6,000円、前年度比9.4%の増、2、交際費10万円、前年度と同額です。

第6条、棚卸資産の購入限度額は900万円と定める。これは量水器購入の限度額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号までは予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時14分散会

---

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月6日 午前10時00分開会

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について         |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 町道路線の認定について                                      |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第6号)                            |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)                      |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                     |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                     |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)                    |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)                          |
| 日程第11 | 議案第26号 | 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例                              |

---

本日の会議に付した事件

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について         |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 町道路線の認定について                                      |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第6号)                            |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)                      |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                     |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                     |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)                    |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)                          |

日程第11 議案第26号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	百田輝子
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（1名）

12番	田原重美
-----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
税務課長	合屋真由美	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	健康増進課長	舛本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美





午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回、提出された追加議案は条例1件でございます。付託議案を採決後、追加議案について提案理由の説明を行います。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会ですが、両常任委員会の協議により、文教厚生委員会も審査に参加する連合審査会としております。また、16日の最終本会議で付託議案を採決後、報告1件が追加されます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第1. 議案第1号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により町議会の議決を求めるものです。

これは、3町で組織する国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約をばた山飛び地の取得に伴い、一部改正する必要が生じ、規約の改正には地方自治法第252条の6の規定により、協議する行為についての議決が必要となるため議決を求めるものです。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

現在、犬の所有者は狂犬病予防法に基づき市町村に申請し、飼い犬の登録を受け、鑑札の交付を受けることが義務づけられております。今回、動物の愛護及び管理に関する法律等が一部改正され、令和4年6月1日以降、犬猫等販売業者は犬や猫を取得したときはマイクロチップを装着し、環境省の指定登録機関に所有者等の情報を登録することが義務づけられました。これにより町民が販売業者から犬を購入する場合は、既にマイクロチップは装着済みであり、所有者の変更登録を指定登録機関にオンライン等で行うこととなります。

マイクロチップの登録情報は、ワンストップサービスに参加する市町村にはメールで通知されることとなり、市町村がこの通知を受けた場合には、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録申請があったとみなされ、装着されたマイクロチップは市町村から交付された鑑札とみなされることとなりました。

この制度改正により、町では通知を受けた所有者情報等を狂犬病予防法に基づく登録原簿に記載するのみとなり、鑑札の交付事務は不要となります。こうした状況を考慮し、マイクロチップの装着により通知を受けた犬の登録については、手数料1頭につき3,000円を徴収しないこととするため、須恵町手数料条例を改正するものです。

なお、販売業者からではなく個人から犬を取得した場合にはマイクロチップの装着が努力義務とされており、装着のない犬の登録についてはこれまでどおり町に申請し、鑑札の交付を受けますので登録手数料の納付が必要となります。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、猫についてはというものの、答弁として、販売業者は猫にもチップを装着する。犬と猫のみで他のペットに装着義務はないというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） すみません、犬猫にチップを装着したものの死亡したときは、それは返却とか登録抹消とかはあるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 残念ながら、ただいまの質疑に関しては議論しておりませんので、どうしましょう。終了後、聞きにおいでください。説明いたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君、それでよろしいですか。

○議員（14番 今村 桂子） はい。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑ありませんか。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○町長（平松 秀一） 日程第3、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いします。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に公布され、同日から施行されたことに関し、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正につきましては、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する改正とな

ります。

こちらの民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第4号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要が生じたもので提案するものです。

今回の路線の認定は7路線です。

2ページは、開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた野間原1号線をはじめ計7路線を一般公共道路として新規認定するものでございます。

議案書記載のとおり状況でございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億4,537万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。質疑として、歳入において1款町税では、軽自動車税登録台数の増についての質疑に、全体で90台増えたとの答弁がありました。

13款使用料及び手数料では、屋外広告物許可申請の新規箇所についての質疑に、新規箇所は7件、継続14件、更新8件ですとの答弁がありました。

17款寄附金では、ふるさと納税が10億円の見込みに届かなかった要因についての質疑に、返礼品で仕入れにおいて材料が入らなかったため、お節やもつ鍋の出荷量が減るなど、全体的に数が減った影響が大きい。本年度はあまおういちご、ハンバーグ、うなぎの返礼品が人気があり、広告の効果もあり7億円ほどの納税額となっており、3月のキャンペーンで8億円を目指す予定ですとの答弁がありました。

歳出において、2款総務費ではマイナンバーカードの申請状況の質疑に、2月19日時点で2万4,322名、83.7%が申請し、74.2%の交付率です。1日平均70から80名がマイナンバーカード作成に来庁され、最後の3日は1日170名、最終日は1時間待ちの106名の申請があったとの答弁がありました。

マイナンバーカードの出張申請の詳細と来年度の業務委託についての質疑では、出張アザレア

ホール30回、コメリ・Aコープで20回の計50回の779名、1日平均16名の出張申請を行いました。来年度の業務委託は国の動向を見ながらになりますとの答弁がありました。

マイナンバーカード交付事務の減額補正についての質疑に、郵送費用を予算を増やして計上していたための減額ですとの答弁がありました。

3款民生費で重度障害者の数の質疑に、566名との答弁でした。

柚の木福祉会運営事業費補助金の減額についての質疑に、立上げ時の運営費で柚の木との協議で運営が軌道に乗ったので減額になったとの答弁がありました。

非課税所帯と臨時特別交付金の減額についての質疑に、所得税の確定、国の情報確定がない中、1,000世帯を見込んでいたが、申請が少なかったとの答弁でした。

障がい児放課後等対策事業、おひさまクラブの廃止に至る詳細の質疑に、前年は20人いたが、次年度から委託先を社協からシルバー人材センターに変更予定で利用者に説明したところ、障害の特性を理解されている方がいなくなるなどの理由で利用者が全員利用料なども検討され、民間の施設を利用することになった。民間の施設も増え、初期の目的を達成したと考え、廃止することになったとの答弁がありました。

保育園の障がい児等保育助成事業費補助金増の詳細についての質疑に、障害児1人当たり、一月22万3,000円の補助金を出している。民営化になり、保育士が増えたため、障害児の受入れも増えている。現在、認定が不明瞭なので金額を下げるため3段階の補助金への変更を検討中ですとの答弁がありました。

4款衛生費で、予防接種事業2,000万円減の詳細についての質疑に、定期予防接種高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ予防接種などが少なかった。子宮頸がんワクチン接種は国が積極的に予算を上げたが予定より少なかった。来年度から新ワクチンが承認される。副作用の懸念などの影響があるのではとの答弁がありました。

周知は万全だったのかとの質疑に、対象者には通知を送付した。定期から外れた人にも勧奨したとの答弁がありました。

住民検診事業の減についての質疑に、コロナの影響で減少した。検診受診者は徐々に増えてきてはいるが、コロナ禍前までには戻っていない。検診案内を広報に挟んでいたが、来年度からは各家庭に郵送するとの答弁がありました。

空き家対策事業費、減の詳細についての質疑に、無償で寄附された空き家を解体する事業です。寄附がなかったことによる減額ですとの答弁がありました。

空き家対策で解体まで行った軒数はとの質疑に、今年度は4件ですとの答弁がありました。

7款商工費で、生活支援商品券発行事業システム改修委託料の減についての質疑に、システム改修の必要がなかったとの回答でした。

8款土木費で、乙植木・若葉1号線道路改良工事、減の詳細についての質疑に、工事箇所 JR 該当の場所があったため、JR との協議の結果、日本鉄道私鉄協会の工事管理者、見張者の有資格者を指名入札したが、全員が辞退で不調に終わったため、今年度は JR 該当部分を除き、側溝のみの工事を行ったための減額ですとの答弁がありました。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ244万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,844万2,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は次のページの「第1表歳入歳出予算書」によるものとしています。

6ページ、7ページをお開ください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税85万4,000円の減額は決算見込みによるものの。

4款1項県補助金792万8,000円の減額は特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額によるものです。

5款1項他会計繰入金201万9,000円の減額は、給与費等繰入金などの決算見込みによる減額です。



8 ページ、9 ページをお開きください。

7 款 1 項延滞金、加算金及び過料 9 0 万円の増額、3 項雑入 3 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額は、延滞金、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによるものです。

1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。

歳出です。

6 款 1 項保険事業費 7 万円の増額は、職員人件費と第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

2 項特定健康審査等事業費 4 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、特定健康審査事前予約受付委託料と特定健康審査受診率向上推進地区補助金の決算見込みによるものです。

8 款 1 項償還金及び還付加算 2 1 0 万円の減額は、保険税過誤納還付金の決算見込みによるものです。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 6 号令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 7. 議案第 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 7 号令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9 番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第 7 号令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書の 1 ページをお開き下さい。

令和 4 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1, 2 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 2, 2 0 0 万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」による。として  
います。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項後期高齢者医療保険料1,015万8,000円の減額は、令和  
5年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

4款1項繰越金2,255万2,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,701万  
4,000円を含めたところの補正です。

5款4項雑入46万9,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

次に歳出です。

8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費30万円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,240万1,000円の増額は、歳入予算の保険料、  
前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正と  
なります。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり  
ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません  
か。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員  
長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起  
立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号令和4年度須恵町後期高齢者医  
療特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正  
予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,713万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億769万9,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,830万円を2,160万円に変更。これは令和4年度多々良川流域下水道建設費の確定による減額です。

多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億380万円を1億7,500万円に変更。これは、町の工事量の減による減額です。

資本費平準化債公共下水道分、限度額1億450万円を1億430万円に変更。公営企業会計適用債、限度額900万円を570万円に変更。どちらも、対象事業の減による減額です。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。主なものは、1款分担金及び負担金1,906万円の増額補正は、決算見込みによるもの。

5款繰入金2,832万2,000円の減額補正は、収支調整によるもの。

6款繰越金677万9,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。

7款4項雑入1,430万9,000円の増額補正は、多々良川流域下水道維持管理負担金返還金の確定によるもの。

8款町債3,900万円の減額補正は、対象事業費の減に伴うものです。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出です。

主なものは、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費859万4,000円の減額補正は、主に委託料・負担金、補助及び交付金の執行残分の減額です。

同じく3目下水道施設整備基金費1,657万3,000円の増額補正は、受益者負担金前納分の確定によるもの。

2款下水道事業費1項下水道事業費1目公共下水道事業費3,324万7,000円の減額補正は、主に工事請負費・補償、補填及び賠償金の執行残分の減額です。

12ページ、13ページをお願いします。

3款公債費1項公債費2目利子60万9,000円の減額補正は、主に利率の見直しによるもの

のです。

質疑として、公債費の借入先金融機関について選定方法に関する質問があり、入札により金利の低い金融機関から借入をしているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第9号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第9号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,489万3,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道業債、資本費平準化債、限度額2,000万円を1,990万円に変更。公営企業会計適用債、限度額80万円を60万円に変更。どちらも、対象事業の減による減額です。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。

3 款繰入金 2 6 0 万円の減額補正は、収支調整によるもの。

4 款繰越金 2 7 9 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるもの。

6 款町債 3 0 万円の減額補正は、対象事業費の減によるものです。

8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出です。

3 款公債費 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、利率見直し等による減額です。

質疑として、公債費の利子の見直しについて質問があり、長期の借入については 1 0 年おきに利子の見直しが行われるとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 9 号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 9 号令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 0 . 議案第 1 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 0、議案第 1 0 号令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。1 1 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 1 0 号令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の収益的収支及び第 3 条の資本的収支については、実施計画内訳書にて説明いたします。

2 ページ、3 ページをお願いします。

収益的収入及び支出、収入です。

第 1 款水道事業収益第 1 項営業収益第 1 目給水収益、補正額 2, 0 4 2 万円の減額補正は決算見込みによるもの。

第 2 項営業外収益第 3 目雑収益、補正額 4 7 0 万円の増額補正は損害保険料の確定によるものです。

4 ページ、5 ページをお願いします。

支出です。主なものは、第 1 款水道事業費第 1 項営業費用第 1 目原水及び浄水費 3 1 9 万 4, 0 0 0 円の減額補正は委託料等の執行残分の減額です。

6 ページ、7 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入です。

第 1 款資本的収入第 1 項負担金第 1 目負担金、補正額 1, 5 8 0 万円の減額補正は下水道管布設関連工事の減に伴うものです。

支出です。

第 1 款資本的支出第 1 項改良費第 2 目配水施設改良費、補正額 1, 3 0 0 万円の減額補正は県道拡幅工事に伴う水道管改良工事について県の発注が令和 5 年度になったことに伴う減額。

第 3 目補正額 2 4 0 万円の減額補正は、工事請負費の執行残分の減によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 1 0 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 1 0 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 1 0 号令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 1. 議案第 2 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 2 6 号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 2 6 号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布され、令和 5 年 3 月 1 日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

概要につきましては、議員個人の兼業規制を緩和する改正地方自治法により、議員個人が町の公共事業の請負契約について 3 0 0 万円まで認められることとなりました。本条例に規定する議

員の配偶者等についても、議員個人同様規制緩和をいたします。その他資産等の報告事項、基準日の見直しを行うものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月7日午前9時から行います。

本日はこれで散会します。

午前10時52分散会

---

令和5年 第1回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和5年3月7日(火曜日)

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月7日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	百 田 輝 子
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員(1名)

12番	田 原 重 美
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊



税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
ま ち づ く り 課 長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は、令和4年度最後の一般質問であります。また、あと2か月もするとですね、新しい議員の皆さんでやるわけでございますけども、そういうことで、4年間の集大成として一般質問、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は議員申合せにより、質問時間は、答弁を含め1時間以内、質問回数は、3回目までとなっております。順番に発言を認めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番議員、男澤一夫です。

通告に従いまして、須恵町観光事業の今後の展望はということで質問いたします。

須恵町は、自然豊かな町で都市圏への交通の利便性が高く、人口も増加しています。住み続けたい町にするために、須恵町と言えはここと言えるような観光拠点が必要です。

第二次須恵町都市計画マスタープラン策定における地域ワークショップでは、皿山公園を生かした様々な提案がなされて、町民の関心の高さを感じます。つつじまつりやイルミネーション事業などのイベントで、町内外での認知度も高いと考えます。

眺望がよい皿山公園を観光資源として活用してはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

1つ、第六次総合計画実施計画の政策203、観光事業の活性化について進捗状況をお尋ねします。

2、今後の展望についてお尋ねします。

以上です。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） おはようございます。

それでは、観光事業の今後の展望はということで、総合計画の観光事業の進捗状況ということですが、皆様、御存じのとおり、コロナ禍により観光事業は大きく変化しております。国内、特に近隣での観光需要が増加し、遠方からの訪問客は一気に減少しております。

現在は、元に戻りつつありますが、今の変化の最中ある社会情勢にも柔軟に対応できることを念頭に、現在、観光資源の活用を再検証しているところでございます。

今後の展望について。

皿山公園をはじめとした町内の観光資源は一つ一つが大変すばらしいものがありながら、周遊しづらいため、これらを周遊しやすくすることを今後の検討課題としております。

また、景観改良や活用のための管理計画を策定する予定でございます。

今後は、町内各団体、町内企業、地域住民の皆様の声を頂く機会を増やし、観光資源の活用を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 確かに、コロナ禍でなかなか観光が思わしくないということは、私も承知しております。ただ、今後に向けてやっていきたいという思いも感じました。

ただ、私も議員になってまだ1期目なんですけど、先輩議員たちが以前、このような質問をされている資料がありまして、当時、平成21年6月には、当時の原野敏彦議員が岳城に山城を築いてはどうかという質問をされています。

また、平成28年9月には、当時、白水勝元議員が皿山観光、つつじをですね、メインとした観光事業を考えてはどうかというふうにされています。

このように、やはりもうかなり以前より、皿山を中心とした観光を広げてはどうかという提案が過去の議員からもされております。

また今回、私もやっておりますが、その上でですね、先ほども申しましたように、都市計画のプランにおいて、一般住民の方から皿山公園に、例えばキャンプ場を整備したらいいのかとか、あとはアクティビティーなものをつくってはどうかとかというのを提案されています。

関連しまして、私のちょっと私見を述べさせていただきますとですね、お子様から高齢者まで利用できるものとは考えたらですね、私の考える限り、入浴施設がちょっと浮かんできまして、皿山公園の眺望ならですね、例えば露天風呂に入って、福岡市の夜景を見ながらゆっくり疲れが取れるんじゃないかなあとか、勝手なことを思ったんですが。そういう、実現できないかもしれませんが、そんな思いがあって今回、質問いたしました。

また財政厳しいと思いますが、費用についてはですね、寄附等募って、町財政の負担軽減を図ってはと考えます。この件について町長にお伺いしたいのと、もう1点、第六次須恵町総合計画の中で、平成30年には5万2,000人の観光需要を目標値としてされています。令和3年には5万5,000人と、3,000人の増加を目指して計画されております。計画は分かるんですが、実際にどれだけの人が観光に来られたかとかいう、人数をどのようにカウントされるのか、その方法がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

今、皿山公園の観光化してはと、これもう以前からの大命題であるわけですけども、皿山公園というのは、元々が観光地というよりも須恵町の町民の方々が自然に触れ合える、簡単に三、

四十分で登山をした気持ちになれる、岳城まで行ける、眺望もいい。ですから、皿山公園というのは、そういったことも兼ねながらつつじを植えたりとか、いろんなことをやってきたわけですね。その中で、今、おっしゃったように、お二人の議員の中から、議員から観光化したらどうかと。

今回の一般質問の中で書いていらっしゃる観光事業となると、これは非常に大きな問題って言うか、まず、あそこに住んでいらっしゃる住民の方々のコンセンサスを得なければならない。それと併せて、事業となれば、それなりの整備を行政サイドがしていきます。そこには収益性を生んでいかにかんわけです。その収益性を生んだときに、じゃあ、どこが主体となってそれをやっていくのかと。大体、全国の自治体がやった、あのう、どう言いますかね、ランドマーク的な公園とか遊園地というのは、ほとんど失敗しております。なぜかと言うと、行政がやると継続性がないわけですよ。ですから今現在、今年の1月ですか、担当課のほうから皿山公園の、要するに観光化も含めた、要するに地域の住民の方々もおいでになりやすいかたちをつくっていきたいということで計画持ってきております。

その中で、私が言ったのが、確かに見た目はいいですよ。でもじゃあ、そこに単なる公園とするのか、観光事業としてやるのかという明確性がなかった。ただあそこのポテンシャル考えると観光事業やってもいいのかなと考えます。ただ、そのためには行政サイドがやるというよりも、あくまでも行政サイドが許認可持っていて、いろんな部分でお手伝いすると、その中に須恵町の商工会、あるいは企業の方々、地域の方々が思いを込めてきちんとした計画をもって、動線をつくって、収益性も見た上で、さっきおっしゃった、どれだけの観光客を呼べば収益性が上がるのか、それがどこに分配されるのか、地域の住民の方々もよかった。その中には、要するに、あそこに観光地と言うんであれば土産もんもないとかんわけ、物産館もつくり直さんとかん。そういうことも全部含めた上で、地域振興課のほうに今年1年間かけて、令和5年度かけてですね、十分協議やれと。その中には、商工会のほうにも話をもちかけたりとか、須恵町の企業の方々、あるいは、まず観光地化しようとしたら飲食、これがないと絶対来ないですよ。そういうことも含めてですね、今、下準備をしているということです。ですから全くやらないということではなくて、やれるのかやれないのか、まず慎重に協議やった上で、それでやれるとなった場合には、予算が伴いますので、令和5年度中になるのか、令和6年度の事業になるのか分かりませんが、その時点で、具体的な計画を説明申し上げた上でですね、再度、関係機関を集めて、どういった財政投資をやって観光化していくのかということを検討していきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 男澤君。

○議員（2番 男澤 一夫） カウントの仕方。

○議長（松山 力弥） そうそう、そうそう。カウントの、5万2,000から5万5,000に増やしたと、それカウントはどうしてやっているのかちゅうこと。

○地域振興課長（平山 幸治） 国か県かで多分GPSとか、携帯の機能の人口の移動とか、そういったことから数字が出ています。うちのほうでアンケートとったとか、そういうことではありません。すみません。

○議長（松山 力弥） 先ほどの3回目に数えませんが、3回目でもいいです。はい、どうぞ。

○議員（2番 男澤 一夫） 申し訳ありません。今、町長から、今、検討しているという答弁いただきました。令和5年度になるべく、早ければいいというものではないと思いますが、須恵町民の方が喜んで、また町外からもたくさん来ていただけるような、皆さんが喜んでもらえるような、そういう観光施設というんですかね、事業というか、おっしゃったように、なるべく経費をかけずにいいものができるように検討していただきたいし、また私も少しでも参画できればいいのかなと思いますし、ぜひそのものをつくっていただけるような計画を立てていきたいと思えます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。

通告に従い、行政区ミニデイサービスはということで、介護予防などについてお尋ねをいたします。

行政区ミニデイサービスは、要介護認定を受けていない65歳以上を対象に、各区の公民館で行われています。

文化サークル的行事とレクリエーションを基本に健康体操を組み入れて実施されています。手先や体を動かし頭脳も使うので、介護予防やひきこもり防止となり、人と人の関わりが増えることにより、地域活性化となり、さらには医療費・介護費の削減にもつながります。

今年度は参加者を増やし、社会活動の機会を増やす目的で支援を行うため、参加者から負担金はとらず、区への補助金も増額されていました。この支援はコロナ禍での措置で、令和4年度に限り行うため、令和5年度からは参加対象者から負担金を徴収することになり、区への補助金も1回につき2万円から1万円に減額となります。

コロナも5類に分類されることとなり、これから対象者に誘いの声をかけていける社会環境となり、参加者増加につなげる時期が来たのではないかなあとと思いますが、なぜ令和4年度のみしか補助ができないのでしょうか。令和5年度から参加者負担金を徴収することに決めたのでしょうか。せめて二、三年は継続して負担金を徴収せずに、参加者の増加につなげていただき、この事業を介護予防の要として力を入れていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

そこでお尋ねいたします。今年度実施された参加者負担金なし・補助金増額の効果はどうでしたか。

行政区ミニデイサービス支援事業会議での負担金徴収・補助金減額に対する御意見など、どのような反応がありましたか。

二、三年、負担金徴収を見送り、参加者増加につなげるお考えはありませんか。

行政区ミニデイサービスを介護予防の要とは考えていなののでしょうか。もう少し力を入れて取り組んでいってはどうでしょうか。

令和4年3月の町長報告において、校区コミュニティによる地域包括ケアシステムを構築し、介護予防事業を行うと言われていましたが、今後はコミュニティによる介護予防策を要として実施していくのでしょうか。

また、そのほかにも今後、新しい介護予防事業を考えているのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

行政区ミニデイサービスは、町内に居住されてある65歳以上の方を対象に、各行政区公民館などをホームステーションとし、文化サークル的行事とレクリエーションを基本メニューとし、心身共にリフレッシュすることにより、孤独感や疎外感を取り除き、明るい生活環境を提供することを目的として、須恵町社会福祉協議会に委託し、運営している介護予防事業でございます。

事業実施につきましては、各行政区長の皆様や関係者の皆様に御協力をいただいているところでございます。

それでは、質問要旨に沿ってお答えさせていただきます。

1問目の令和4年度は、参加者負担金なし・補助金増額で実施されましたが、参加人数や参加者の反応など効果はありましたかと、2問目の行政区ミニデイサービス支援事業会議において、参加者からの負担金徴収・補助金減額に対する御意見などはありましたかにつきましては、併せてお答えさせていただきます。

昨年の3月議会の町長報告でもございましたが、コロナ禍で閉じこもり傾向にある高齢者を再び社会活動の場に呼び戻すため、令和4年度の行政区ミニデイサービス事業においては、参加者負担金なし・補助金増額の方針で事業を行っております。

その方針により、行政区の皆様が積極的に事業を行っていただきました結果、令和3年度、47回開催、参加者854名に対し、令和4年度、令和5年2月20日現在で113回開催、参加者2,425名となっており、一定の効果はあったと考えております。

その効果もあつてか、行政区ミニデイサービス支援事業会議において、支援を継続してほしいとの声がありました。しかし受益者負担が必要との声も頂いております。

次に、3問目のコロナが5類になり、これからミニデイに参加を誘いやすい社会環境になりますが、せめて二、三年、参加者の負担金徴収を見送り、参加者増加につなげるお考えはありますかについてお答えいたします。

少し受益者負担金の考え方について一度整理いたしますと、受益者が一部の対価を負担することで、行政サービスを利用する方と利用しない方の公平性を保つという考え方になります。利用者が限られた行政サービスについては、その方針に従い、一部受益者負担金を頂いております。

令和4年度につきましては、先ほども述べましたように、高齢者の社会活動への復帰を目的とした特例措置となりますので、コロナも落ち着いた令和5年度からは従来の方針に戻していこうと考えております。

次に、4問目の行政区ミニデイサービスを介護予防の要とは考えていないのですか。もう少し力を入れて取組をしていってはどうでしょうかについてお答えいたします。

当町としては、町主催で行っているわくわくデイサロンを中央型、行政区で行っている行政区ミニデイサービスを地域型として、2本柱で介護予防事業を展開しております。

行政区ミニデイサービスの強化につきましては、平成31年度より、社会福祉協議会に業務委託して以降、運営側の担い手不足を解消するためのレクリエーションインストラクター養成講座の開催と運営に携わるボランティアに配付するボランティア福祉通貨券の利用加盟店を拡充することによるボランティアの方の利便性の向上と行政区からの要望に基づく介護予防メニュー提案等を行い、よりよい行政区ミニデイサービスを目指し、取り組んでいるところでございます。

最後に5問目の、介護予防策を要とした事業をほかに実施していますか。また今後、新しい介護予防事業を考えていますかについてお答えいたします。

先ほども申し述べましたように、町が主催するわくわくデイサロンを毎週水曜日と金曜日に実施しており、社会教育課が実施しているまなびっく講座もメニューによっては介護予防につながると考えております。第三小学校校区ふれあいコミュニティにおいても学びの森、学びの広場で実施されています。また、シニアクラブなどによる自主的な活動への支援も行っております。

今後は、町主体が行う介護予防事業だけでなく、地域や各種団体が行っている活動も介護予防活動につながると考えておりますので、社会福祉協議会と協議し、地域と住民をつなぐ生活支援コーディネーターである社会福祉協議会の職員を中心として、関係団体とも連携を図り、地域の介護予防事業を展開していければと考えております。

今後も、皆様方の御理解と御支援賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 行政区ミニデイサービス事業は、町長が課長時代に取り組んだ事業で思い入れも深いと思います。私も区長になったばかりのとき、立ち上げに区で取り組んだ事業です。その当時は、負担金なしで始まりました。須恵町において、すごくいい取組が始まったとわくわくして取り組んだものです。高齢者も楽しみに公民館に集まってきました。

あれから22年が経過しています。高齢者は増加しているのに、ミニデイサービス参加者はあまり増えていないように見受けておりました。今年度、4年度ですかね、4年度は負担金なしということで、先ほど、課長から報告がありましたとおり、非常に増加をしたということでございます。

私が公民館に見に行った昨年の4月の時点では、非常に前とあまり変わらない数で寂しいなあと思っておりましたが、今年一年、非常に増加したんだなあということを感じております。そこで今後のミニデイは、どうなっていくのでしょうか。もっと多くの高齢者が公民館に集い、楽しく元気になり、地域の活性化の一助になれるのでしょうか。介護予防の要として、先ほど言われたような地域の活発なミニデイサービスを今後も継続していくために、ぜひ負担金の継続を2、3年は続けていただきたい。コロナ禍が終わりますので、これを機会にもう一步広げていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、地域のほうに先ほど広げていくということを言われましたが、関連ですが、介護予防の一助としてオイコスの2階のホールなどを活用して、いつでも集えるカフェにしたり、高齢者が自分でつくった作品を展示したりする場所の提供なども検討していただけないかと思いますが、そのような新事業はできませんか。

例えば、そこに自分たちでお茶っばとかコーヒーとか持って来て語らいながら飲むと。ただお湯だけを置いてもらえればいいと。カップとかコーヒーとかない方は、そこで10円とか20円とか安い料金で、みんなでお茶でも飲めるような、いつでも誰でも行けるようなカフェがあればと皆さん待望しておられますので、その辺の検討はいかがでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、この行政区ミニデイサービスについて、私が課長時代に始めたということで記憶していただいとってありがとうございます。

今回ですね、なぜ令和4年度の当初予算のときにですね、議会にお諮りして、その前も各行政区の区長さん、ボランティアの方々にもお願いした経緯というのはですね、私、結構、コロナ禍でもいろんなシニアクラブの会員さんとお会いしたりとか、直接お会いしていた。これを無料化してとにかく広げようと思った理由としてですね、非常に顔つきが変わっていらっしやる。もう



極端なことを言うと未来がないような顔をなさっていて、身体的にも背筋が伸びていらっしやっただ方が前かがみになって、もう平松ちゃん、つあらんごたあとかですね、そういったことをおっしゃっていて、その中で、こりゃ何とかせにゃいかんということで、まず、各行政区の区長さん方、ボランティアの方々をお願いしたのが、これ行政区ミニベース、中身は、メニューとしてはミニデイサービスですけども、行政区に入っとるが入っとらんめいが、高齢者クラブに入っとるが入っとらんめいが、とにかく地域の公民館に連れてきて元気つけてくれと。そうしないとこのコロナ、ちょうどですね、昨年こういう話をさせてもらったとき1万5,000人以上、福岡県で。どうなるか分からないという状況の中で、本当に、こう精神的にやられていらっしやっただから行政区の区長さんたちにもお願いして、あくまでもこの行政コミュニティサービスというのは、行政区に加入なさっている人たちに対するメニューなんですね。だから特別枠事業として当時、議会でも、ここに、そのときに町長報告で言った御説明してですね、予算化してもらったときの文面ありますけれども、ちょっと読ませてもらいますね。

コロナが長期化することで、社会活動の機会が大幅に減少し、自宅で過ごす時間が長くなったことで、町民から活力が失われたように感じられ、特に高齢者の方々については、その傾向が顕著であります。

そこで町といたしましては、高齢者の方の社会活動の機会創出のため、現在、行政区で開催しております行政区ミニデイサービスに対する補助金を令和4年度に限り拡充することにより、社会活動の機会を増やす支援を行っていきたくと。併せて、組合非加入者も対象とし、シニアクラブの会員の方々、近所の方もお誘いしてということで、これですね、あくまでも私の中ではコロナの特別対策事業として考えております。

先ほど、担当課長も言いましたように、この行政区コミュニティサービスっていうのは、それこそ何回やっても数限られるわけですね。元々の制度としては、これ行政区ミニデイサービスですから、やはり利益を享受なさる方と享受できない方がいらっしやいますので、その辺りのことで、私が担当課長終わって、もう二十何年経っているわけですけども、その間にやっぱり受益者負担とったほうがいいだろうということで定着しているということです。

先ほど、課長も申しましたように、一部の方からは、やっぱり来るためには幾らか払ったほうがいいと、そうすることで、あんたよかなというような問題もありますので、あくまでもこの1年間は特別対策事業としてやっただと。今後また、令和5年度、これ予算化していますから、その状況を見た上で、皆さんの意見をもう一度聞いてみらんとこれ分からないですよ。あくまでも令和4年度にやった特別対策事業を一つの例として捉えられるとちょっと困ると。これがまたコロナが蔓延していろんなことがあった場合については、行政区ミニデイサービスに限らず、高齢者の方々も公民館に来て、そのときも行政区に入っていらっしやろうが入ってなかろうが、行政

区の区長さんとか役員さん、あるいはボランティアの方々にですね、御協力願ってやっていきたいと考えておる。ですから、あくまでも特別対策事業なんだと。当面は基に戻しますよと、ただそのまんま戻したまんまじゃございませんので、臨機応変にその辺りはやっていきたいと。ただ、今、コロナというのは平穏化、もう大体500人程度で治まっていますから、まして3月ぐらいからですね、マスクも要らないということになってきております。5類に落ちるとなれば、これ日常生活になりますので、それを2、3年続けるという、2、3年という理由が立たないということです。だから、一旦これは議会にお諮りしたとおり1年で終了して、様子を見ながら臨機応変にまた議会にお諮りしながら、当初本会議の冒頭で私が申し上げたように、何かあったときには議員各位の御協力をお願いして臨時議会を開いたりとか、いろんなかたち、間に合わないときについては、議長と相談した上で、専決でやっていくとか、高齢者の見守り活動というのは、これからも注視してやっていきたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） あのを、オイコス。

○町長（平松 秀一） オイコスの活用というのはですね、いい御提案ですので、担当課と管理をお任せしている社会福協議会とお話した上ですね、これいい取組だと思いますので、何かあったほうがいいなと思う。いいなと思っただけで答えなくてすみませんでした。私もそう思います。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、縷縷、御説明をいただきまして、公平性という問題とか、たまたまコロナ禍ということの中で、何とか外に高齢者が出ていただきたいということで始められたということは、重々分かりながらも皆さんの声が負担金をとるということで減るんじゃないかなあと。また区のほうの負担金も減るということで、皆さん、少しがっかりされてあったので、その思いを町長のほうに聞いていただきたいということもありまして、今回、質問をさせていただきましたが、区に入っていらっしゃらない方は、やはり公民館へ行くということがハードルが高いというのがありまして、なかなかその辺は難しいのかなと思うので、先ほどのオイコスの提案をさせていただきました。オイコスであれば中央部にもありますし、皆さんが気軽に行けて参加ができると。いつでも行けば開いていて、どなたかがいらっしゃると。自分が作った作品展をいつからいつまであそこでさせてくださいとか、そういうことも対応していただいたり、いろんなことをあの中でやりながら、いつでもあそこに寄れば高齢者がいて、子どもたちも、もしかしたら参加できるかもしれないし、集いの場があればなと思っておりますので、検討していただけるということなので、その辺の検討のほうはお願いをしたいと思います。参加して初めてミニデイも楽しさが分かり、継続して健康でいられると思っております。そしてまた参加したいとの思いにつながると思っておりますので、これからは様子を見ながら臨機応変に対応していくということで、今回、残念ながら負担金をとらないことはちょっとできないということになりますが、参加につなげる

入り口が、この間負担金を今年度とらなかったことで、広がってきていると思いますので、それがきっかけづくりになって今後もまた広がっていけばいいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番、川口満浩。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私は、感染症に対する教育現場の対応はについてお尋ねをいたします。

コロナ禍になって、社会の流れ、子どもたちの教育環境が大きく変わりました。

学校では臨時休校を余儀なくされ、対面授業ができず、ドリルによる復習、プリントでの学習が続き、子どもたちに対し、学力の低下につながらないように、またカリキュラムの遅れが生じないように、当時は大変苦勞があったことと思います。

今は、学校生活も日常を取り戻しつつあり、政府は、3月にはマスクの着用を室内外問わず義務化しない、個人の判断に委ねるとの見解も出ています。

また、5月には、新型コロナの法律上の位置づけを2類相当から5類に引き下げる方針も示しています。

この冬は、全国的にコロナとインフルエンザの同時流行が懸念され、現在、本町の小中学校での広がりはありませんが、今後も感染症の対応が重要であると考えます。

そこで、感染症に対する教育現場での感染対策、マスク着用についてお聞きします。

先日、感染対策、マスク着用について県のほうにちょっとお聞きしました。

学校に関しては、4月1日以降の新学期に向けて、文部科学省より出される指針を留意事項として示し、中には参考資料を付けて各自治体に通知をする。その後、自治体で検討し、方針を決める流れになっているとのことで、まだ時期が来ていないから検討しても現状のままという話でした。

本町の教育委員会としても定かな通知がないため、回答しづらい点もあるかと思いますが、卒業式も新学期も目前に迫っています。少しでも方向性がお話いただけるようお願いしたいと思います。

1つ目に、小中学校では、コロナやインフルエンザの感染症に対して、どのような感染対策を取られていますか。

2つ目に、マスク着用に関してですが、本町の回覧物で、これまで屋外では、原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となりますとの厚生労働省作成の要旨を回覧するようになっています。

今後、学校教育の中で、マスクの着用についてどのような方針を示されるのでしょうか、お願い

します。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） おはようございます。感染症に対する教育現場の対応はについてお答えいたします。

これまで、教育現場では、新型コロナウイルス感染症対策により、多くの対応を余儀なくされました。

学校閉鎖等による学力補償や行事の中止並びに縮小等ありましたが、各学校の工夫やICTの活用により、教育活動の維持に努めてまいりました。

令和5年1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスクの着用は行政が一律にルールとして求めるものではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討すると決定され、厚生労働省からは、令和5年3月13日からマスクの着用は個人の判断が基本となることが示されました。

新型コロナウイルスが5類感染症に引き下げられた場合は、学校運営もコロナ前に戻っていくものと考えていますが、行事等の運営については、今後の国・県の通知等を基に実施してまいります。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

1、小中学校では、コロナやインフルエンザの感染症に対して、どのような感染対策をとられていますかについてです。

現在までは、児童生徒の健康管理や教室等の換気及び手指消毒を徹底しております。

また、無光触媒の散布や教員室等にイオンクラスターを設置したり、各学校に1人ずつ消毒作業員を配置するなどの対策をとってまいりました。

5類感染症に引き下げられた以降も、状況を見ながら、うがい、手洗い等の基本的な感染対策については、指導を継続してまいります。

次に、今後、学校教育の中で、マスクの着用について、どのような方針を示されますかについてです。

国・県からの通知により対応してまいります。

現段階では、令和5年度からの学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことが基本となっています。しかし、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望する児童生徒に対しては、配慮する必要があります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） ちょっと私、聞き逃したかもしれませんが、先ほど、感染対策

の中で、換気というのもされていらっしゃるんですね、すみません。

この冬、須恵町の場合、コロナよりインフルエンザのほうが感染する子どもが増えているようで、新型コロナが2類相当から5類相当へ引き下げられ、季節型インフルエンザの位置づけとなったときの感染対策は、先ほどお話されていらしかったことを当分の間、現状のままです、感染対策を継続されるのが私もいいのではないかというふうに思います。

5類に下げられたあるいは流行りが少なくなっていくと言っても、現状まで対策していたことってというのは、これ非常に、子どもたちを守るという意味では、非常によかったのではないかと思いますので、その範囲の中で継続していくってことは大切なんではないかと私自身も考えるところであります。

すみません、ちょっと換気というのを確認させていただいたんですけども、特に換気に関しては、臨時休校から再開された後、小学校では窓を開けて授業を進めているというふうにも聞いております。

須恵高校では、教室の上にある窓を常に開けられて、気候のいいときは、ほかの窓も開けるといようなことを話されてありました。

この換気ですが、学校内の換気、学校内、教室とか職員室、先ほどイオンクラスターとか、そういうものを使っていらっしゃるというふうに回答がありましたけれども、この換気に関してですね、学校内での換気は、どのような状況で使われているのか、例えば、どういうタイミングで窓を開けるとか、どれぐらいの時間、換気をしているってということがちょっと具体的に分かるようであれば、ちょっとお聞きしたいというのが1点と、マスクに関してですけども、義務化せず個人の判断にということ、個人の判断に委ねると。子どもたちに委ねるといふわけには、なかなかいかないと思います。またそれを保護者のほうに丸投げするというのも、マスクを着用する、しないということ、差別あるいは、いじめにつながることも言えません。

感染は、滞在時間の長さ、いわゆる時間と発話状態、それと密になるということ、複合的に考える必要があります、今は感染予防のため、マスクの必要が高まっていた時期と異なり、ワクチン接種が進み、ハイリスクのある方以外は、それほど心配な病気ではなく、適正な換気を行えばマスクがなくても感染のリスクが低いことが分かったと、これは長崎大学の森内教授が報道の中で話されたことを耳にしたわけなんですけども。

今の子ども、3年生ぐらいは、小学校に入学以来、ずっとマスクを着用している生活が続いていると思います。先ほど、子どもによっては、それを、マスクを外すことを進めるということですけども、そういう指針を出して通知していただかないと、まだまだ登下校中もマスクをしている状況を見ますし、当然、体育の授業とかはマスクを外されていると思うんですけども、きちっとしたかたちでその辺を出していただきたいと思います。

もっと周知をしていただければいいのではないかなと思いますので、先ほどの換気のことに関してとこれを周知をしていただけるものかを再度お聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 御質問ありがとうございます。学校での換気の実態ということですが、コロナが蔓延している期間ですね、ずっと教室の両方を、少し開けて風が通るようにという換気については、徹底をするように指示しております。

また、それは現在でもですね、そのような状況でやっているというふうに思っています。空調等の効きはかなり悪くなりますけども、感染のほうが重要だということで、そのような形で対応しております。

また、マスクにつきましては、成長発達段階においてマスクを着けたままコミュニケーションをとるといったリスクも非常にたくさん言われております。

卒業するまで子どもたちの顔が分からなかったとかですね、数年先に会ったときに、成人式に会ったときに顔が分からないとかですね、こういうことも心配されております。ですので、マスクの有効性についてはですね、アドバイザーレポートの中ですね、1週間当たりのリスクを0.84倍に低下させるとかですね、というような数字が出ておりますけども、私どもの通知等では、基本的には着用を求めないと、外しなさいという、指導しなさいということは言っていないです。求めないということを言っているだけで、学校のほうで着けなさい、外しなさいというような強制的なような指導は行わないということ。ただ、マスクをすることによって、呼吸が荒くなるとかということについては健康上問題がありますので、体育の授業等についてはですね、外しなさいという指導、それから熱中症との問題もありますので、そういったときに外しなさいという指導は行いますが、基本的には強制するようなことはしないというかたちで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。

○議員（6番 川口 満浩） 教室とか職員室とか、その他の部屋のところを。

○議長（松山 力弥） ちょっとお、質疑、手を挙げてください。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほどの質問の中でですね、学校内の換気で教室、職員室とか、どういうタイミングで窓を開けてとか、どれぐらいの時間開けるとかっていうことをお尋ねしましたけど。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 先ほど申しました。常時開けておるということで指導しております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 最後の質問になりますけども、くどくちょっと換気のことを聞いてあれなんですけども、感染対策の中で換気は重要で、飲食店辺りは特に重要視していると思われます。イオンクラスターを使っているとかいうことなんですけども、それと学校内、教室なんかは対角線上の窓を開けて、それから空気の入替えを行う。それでも十分な対応が行われているというふうなこともちょっと耳にはしております。ただ、空気の流れ、循環をよくするためには、イオンクラスターでもいいんでしょうけども、例えば扇風機、扇風機を一部使っているところもあるような話もあります。サーキュレーターなどを使用して教室内の循環をさせるということがあってもいいのかなと思います。熱いとき、寒いとき、窓を開ける、閉めるっていうことができないわけじゃないんでしょうけども、それを短くするっていうことの必要性もそこに出てくるかと思えますので、そういうサーキュレーター、そういったものを使用されてはいかがでしょうか。

あともう1つちょっと、窓を開けた際なんですけども、小学校の場合、夜遅くまで開けるってことはないでしょうけど、それと昼間は、夏場に虫などが入ってくるということは、なかなか考えられないかもしれないんですけども、虫対策、そういったものを含めて、窓を開ける場所に網戸あたりを設置されはいかがかなと思うんですけども、今のサーキュレーターを使う、あるいは網戸を設置するっていうことをちょっとお考えいただければと思います。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） コロナ前もそうですけれども、例えばインフルエンザが流行っていた時期については、休み時間に窓を全開してですね、空気を全部入れ替えましようとか、そういったことを昔からよくやってきておりました。ですから、そういった取組については、これからも続けていくというふうに思っています。

また、サーキュレーター等、また予算が絡んでくることですので、これまた検討させていただきますし、また網戸についても検討させていただくことになるかと思えますけども。

換気については、御心配ないように、しっかりとするように学校のほうには指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 十分にその辺、検討していただいてですね、対応していただきたいと思えます。資金がかかることですから、今すぐというわけにもいかないかもしれませんが、できるだけ早いほうがいいのかなと思いますし、長い目で見れば、網戸の必要性というのも出てくるのではないかと思います。それと、その感染症に関しても空気を循環させる、これも必要なことではあるかと思えます。

今後も新たな変異株が生まれるなど、ウイルスと向き合った生活になっていくのではないでし

ようか。それだけに、子どもたちが教育を受ける環境づくりは、常に求められていると思います。

感染対策に関しては、緩和されてもまだまだ対策が必要であると考えますし、マスク着用に関しても、マスクの着用で先生の表情、子どもたちの表情が分かりにくく、表情を見てコミュニケーションをとることは先生にとっても、子どもたちにとっても非常に大切であると思います。

今後、先生、子どもたちのことを最優先に考え、迅速な対応をとっていただき、子どもたちに戸惑いがないようお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を10時5分といたします。休憩に入ります。

午前9時55分休憩

-----  
午前10時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。通告に従い、質問させていただきます。

今回は、带状疱疹ワクチンの助成を問うものと、自転車事故防止の方策についての2問でございます。

1問目、带状疱疹について伺います。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起きる皮膚の感染症で、その原因は、子どもの頃に感染した水ぼうそうが治った後も神経の中にウイルスが潜伏し続け、加齢や免疫の低下により発症します。

人から人に移って発症するというものではありません。また、命に関わる病気というよりも、大変痛みが伴い、生活の質が落ちるといえるものでございます。

国立感染症研究所によると、50歳以上で感染リスクが上昇し、70歳以上でピークに達する。そして80歳までに日本人の3人に1人が感染するということだそうでございます。つまり、この議場にいる皆さん、ほぼ50歳以上でございます。50歳以上で感染が拡大するわけで、3人に1人ということは、議員で言いますと、大体この辺はかかるということでございますし、執行部の皆さんも3列でございますので、大体1列分が感染するわけでございます。ただし、コロナのように、どんどん感染するわけではなく、80歳までに3人に1人ですから、マイルドに誰かが



かかっていくと、そういうふうを考えてよろしいのではないかと思っております。嫌なものでございますし、この嫌だなという気持ちを共有することから話を進めてまいりたい。そう思っています。

带状疱疹の特徴として、初めはひりひり、ちくちくといった皮膚の痛み、その後、水膨れを伴う赤い発疹が帯状に広がる。带状疱疹と言われるゆえんでございます。

眠れなくなるほどの激しい痛みを伴うことも少なくないと。腕や胸、背中など、上半身に発症することが多く、顔や首などに症状が出ることもございます。

治療には、抗ウイルス薬を用いますが、これ痛みのみならず、後遺症また合併症もあるという大変厄介な病気です。

今、ワクチンの効能も上がっておりまして、このワクチンの接種により、かかっても軽症で済み、後遺症の予防になるとされています。

带状疱疹ワクチン接種を啓発し、費用を助成することで町民の生活の質を向上できると思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

質問の要旨を各項目についてお尋ねします。

- 1つ、1、带状疱疹について、町内の罹患者の数を教えてください。
- 2、ワクチンの効果等についての認識は、いかがでしょうか。
- 3、対策の必要は感じているでしょうか。
- 4、ワクチン接種費用の助成については、お考えでしょうか。

よろしく願いいたします。

2問目でございます。

自転車事故を防ぐにはということです。

町内の何か所かの地域で、自転車事故を心配する声が多く聞かれます。車相手ではなく、自転車と歩行者の接触事故またその心配の声でございます。

私も何とかしてくれと言われましたが、私一人じゃあ、しょい込み切れないお話でございます。周知に委ねる気持ちも込めての一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。車との自転車ですね、自転車と車との事故も憂慮すべきでございますが、今回、歩行者保護の観点から問わせていただきます。

自転車は、車に対すると弱者ですが、生身の歩行者に対しては、金属の自転車は、なかなか危険な存在です。また機敏に動けない人ほど、怖さを感じるものでございます。歩道では、高齢者などは同じ方向によけようとしています。そしてまた、歩行者の後ろから自転車が狭い隙間を抜けようとする。往々にして、こういうときに接触が起こり、重大事故を引き起こすことも考えられます。そして、運転者自身も時に無事では済みません。一度事故が起こると、双方にとって悲劇で

ございます。そして、自転車と歩行者の最大の接点は歩道です。道路交通法では、自転車は軽車両に当たり、車両を走らなければなりません。しかしながら、同法6条、3条の4には、例外も規定されております。しかしながら、例外の規定から逸脱した走行が多数見受けられるものです。運転者の気持ちになって考えますと、やはり車道を走るよりも歩道が安全ということで走っているのだらうと思われまます。そして運転技術にも個人差があります。子どもであったり、大人であったり、また高齢者の方で自転車に乗ってある方いらっしゃいます。達者な人と弱い人という区分になるかと思いますが、そういうのを考えますと、歩道走行は違反だからと、厳格な法運用を求めるのは心情的に忍びないものを感じるわけです。そして歩道の狭いところが特に危険だと思われまます。また脇道との接続による、そこで歩道の切れ目がございます。そこで様々な接点が生まれまして、危険箇所と言えらと思われまますし、横断歩道なども危険箇所と思われまます。そしてそれが常に常時危険というわけではなく、特定の時間帯ですら、自転車、歩行者が多く歩いたり、走ったりする特定の時間帯、通勤・通学時が特に危険だなというふうに指摘されるわけです。そこで自転車事故を防ぐために、何か行政としての対策はないものかと伺いたらと思われまます。

ここも質問の要旨に従いまして、1、自転車がスピードを出して歩道を走っている実態は把握しているでしょうか。

このスピードに対して、私、言葉足ららと思われまます。本当に猛スピードというわけではなく、いわゆる歩道を走るには徐行でなければいけないと。そうではなく普通にすらすらと走っている状態と理解していただきたいと思われまます。

そして、2、自転車と歩行者の接触事故はどのくらい把握していららっしゃいますでしょうか。

そして、3、対策はどのようにお考えでしょうか。

4、事故を減らすに当たり、特に目標は設定されているでしょうか。

以上、宜しくお願いたらと思われまます。

○議長（松山 力弥） 1問目に対しての答弁を求めまます。舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） おはようございまます。それでは、帯状疱疹ワクチン助成はについて質問要旨に沿って回答いたらしまます。

1、帯状疱疹について町内の罹患者の数（推定値可）を教えてくださいについてですが、帯状疱疹は、感染症法に基づく施策として位置づけられた感染症発生動向調査の対象疾患ではないため、罹患者の数は把握できていまません。また、福岡県独自の調査はなく、須恵町の罹患者の数（推定値）についても把握できていまない状況ございまます。

2、ワクチンの効果等についての認識は、いかがでしょうかについてございまますが、現在、接種できるワクチンは、平成28年3月に、国内製の水痘ワクチンが50歳以上の方に対して帯

状疱疹予防の効能が追加された生ワクチンと、平成30年3月に、海外製のワクチンが製造販売・承認取得され、令和2年から接種が開始となった不活化ワクチンの2種類で、どちらも任意の接種となっております。

どちらのワクチンにおいても、発症率を低減させ、重症化を防ぎ、後遺症を予防する効果が期待されると認識しております。

3、対策の必要は感じているのでしょうかについてでございますが、带状疱疹は加齢、疲労、ストレスなどで免疫力が下がってくるとなりやすい疾患です。水ぼうそうにかかったことがある人は既に水痘・带状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、長引くコロナ禍によって、不安や心身のストレス等により、免疫力の低下から带状疱疹の発症リスクは高くなっていると思われれます。

町民に対して、带状疱疹に対する正確な情報や、予防や治療について、ホームページ等を活用し、啓発の必要があると考えます。

4、ワクチン接種の費用の助成については、お考えでしょうかについてでございます。

国は、带状疱疹ワクチンの定期接種化について検討しており、現在、継続審議中でございます。令和4年12月には、福岡県議会から带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書が国へ提出されております。

令和4年度現在、福岡県内で助成を実施している市町村は、太宰府市の1自治体と把握しております。

このような状況から、須恵町独自の助成については、国や県、近隣市町村の動向を踏まえながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、2問目について。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 自転車事故を防ぐにはという御質問でございます。

近年、自転車の無謀運転による交通事故が社会問題化しており、自転車保険加入の努力義務化に続いて、本年4月からは自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

御承知のとおり、自転車は道路交通法上の軽車両に該当し、車両、車道走行が原則です。歩道は走行できません。歩道を走行できるのは、道路標識等で指定された場合、運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合、車道または交通の状況から見てやむを得ない場合のみでございます。

もし、違反した場合は、通行区分、車両と歩道の通行区分違反で3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が課せられます。また、法の例外規定で歩道を走行する場合も、車道寄りの部分を徐行しなければなりませんし、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止をしなければなり

ません。

これらの法の規定を加味しながら議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、自転車がスピードを出して歩道を走っている実態は把握しているでしょうかの問いでございますが、個々具体的な把握はしておりませんが、須恵町においても自転車が歩道を走行するなどの通行区分違反が日常的であるのではというふうに認識はしております。

次に、自転車と歩行者の接触事故はどれくらい把握しているでしょうかの問いでございますが、町では具体的な把握はしておりません。福岡県警の自転車関連の人身事故統計によりますと、令和5年1月末現在、粕屋警察署管内12件（うち須恵町は0件）、令和4年、粕屋警察署管内192件（うち須恵町は15件）、令和3年、粕屋警察署管内191件（うち須恵町では6件）、令和2年、粕屋警察署管内179件（うち須恵町では9件）となっております。県警の統計は、第1当事者または第2当事者が自転車の場合の数となっております。自転車対歩行者も統計数に含まれておりますので、参考値として御理解をお願いしたいと思います。

次に、対策はどのようにお考えでしょうかの問いでございますが、自転車教室や年4回の交通安全運動等に際して、警察等の関係機関と連携して啓発活動を実施しております。

自転車と歩行者の交通事故を含め、交通事故対策は、道路環境の整備、交通安全教育、交通指導取締りなどを総合的に進めていく必要があります。

また、福岡県都市圏に属する須恵町内では、他市町村からの通過車両も多く、今後も関係機関と連携して交通事故対策を推進していくことが重要だと考えております。

急を要する個々具体的な案件があれば、気を失せず警察へ指導取締りを要請、要望をいたします。

事故を減らすに当たり、特に目標設定はされているでしょうかの問いでございますが、具体的な数値目標は、設定はしておりません。

福岡県警や粕屋警察署の活動方針に沿うかたちになるとは思いますが、悲惨な交通事故が1件も減るように各種活動を推進していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁承りました。

まず带状疱疹からですが、統計がないので把握していないということでございますが、まあそうだろうと思っております。だから国立感染症研究所の推計値しかないわけですね。実際、体感的に言うと、かかっている方、結構いらっしゃいますよね。この中で既にかかっている方も、もしかしたらいらっしゃるんじゃないかなと思うわけです。身近な方で罹患しているという方もおられるのではないかなと思うわけです。そういう意味で、3月1日付の須恵町の年齢別人口集計

表が出ておりましたので、ちょうどいいなと思って私も国立感染症じゃないですけど、独自に雑な計算をさせてもらいました。

須恵町の人口が2万9,336人。だから先行事例、要するにやっている自治体が50歳以上からワクチン接種というかたちで規定しておりますので。そこに倣えば、51歳以上、そして80歳までに3分の1ということですから、統計資料に基づいて79歳までとして1万127人でございます。これが3分の1の方がかかるとしたら、3,375人。雑な考えで申し訳ないです。10分の1が接種を希望すると仮定すれば、太宰府並みに1万円の助成として助成額が330万円から340万円ぐらいかなあと。5,000円の助成だとさらにその半分になります。周辺にいろいろ費用が若干、発生しますね、郵送料とか、印刷料とか、そういったのも含めても、金額だけで言うとそうできない事業ではないと。あとどう考えるかという問題になろうかと思っておるわけです。少額の助成でもですね、予防に有因することは十分できますし、実際、予防して何と申し上げますか、かからない方が、带状疱疹、避けることができれば、それは大変喜ばしいことだろうと私は思うわけです。そういった意味で、先行事例としては、今、太宰府のことですね、福岡では太宰府だけとおっしゃっておられましたが、確かにそのとおりで、太宰府は後先になりますけど、令和4年の4月1日から令和5年3月31日の期間でなっておりますので、もうすぐ終わるわけです。1年間の事業だそうで、助成額1万円ということですね。だから、これは思い切りやってみようということで、話を聞いたわけでありませんが、そういう期間限定の事業だったのかなあと思うわけです。

東京の文京区では、令和元年の10月から助成しております、65歳以上の区民と絞っております。指定医療機関で生ワクチン、さっき言われました、2種類あるうちの1つでございますが、負担額は4,000円と。そして令和3年度までに1,000人以上が接種しております、来年度、令和5年度からは対象者を50歳以上に拡大すると。生ワクチンのみならず、不活化ワクチンも、こっちのほうが効くんです。その代わり高いんですね。不活化ワクチンも助成対象に加えると、区民の関心が大変高く、電話がかなりかかっているということでございますが、東京都自体が令和5年度予算にワクチンの助成が計上されているということで、東京とか全自治体が助成される運びになるであろうというふうに思うものです。

東京が先行している、そして、あとはまあ、各県で先進的な自治体がやっぱり1つか2つ、もしくはもっと多いところもあるかもしれませんが、あまりやっぱり進んでいないわけですね。そして県議会とか、そういった県議会が意見書を国に出して助成を強く求めるというかたちで進めておまして、福岡県も例外ではなく、12月議会で意見書を提出しているということでございます。そういった中で、須恵町、どうかなあとと思って私も質問させていただきましたが、こういった部分を踏まえまして、この厄介な病気が防げるなら越したことはない。通常、完治まで三、

四週間と言われております。これがインフルエンザは1週間ですね。比べるのはちょっとよくな  
いかなと思うんですけど、コロナも大体2週間ぐらい。今はもっと短くなってはいますが、これ  
結構、だから3、4週間、痛みに苦しむというのは、なかなかつらい病気なわけで、しかも後遺  
症が残ればさらに長い期間苦しいという、そういうものでございます。

ほっといても治るとかいう記載も、いろんなページを見るとございましたが、大体、ほったら  
かしにすると後遺症に苦しむ確率が高くなるということで、やはりかかれば治療をする、そして  
できれば、かかる前に予防接種、ワクチン打ったほうがいろんな意味で安くつくのではないかと  
いうふうにも思うわけです。まあ、安くつくというのも、これも計算でいろいろこう変わってき  
ますんで、私の私見ではございますが。

50歳以上は働き盛りで、60代もまだまだ元気で働けますので、個人の生活も守り、それに  
応じて社会の富も守れるということで、ここが担当課は考えていないということですが、町長の、  
いろいろ政治判断も含めた御見解を伺いたいと思うものです。

そして自転車ですね、自転車。これはもう私、どうしたものかと思ひまして、こっちか、お疲  
れさまです。いろいろ答弁聞いて困っているなどと思ひますが、そうでしょう。これは難しいです  
ね。マナーに係る問題が最大ではないかと。物理的にはなかなかこう、停めにくいものがありま  
すね。いろいろ意見を聞いたんです、皆さんの声でここにポールを付けてくださいとか、いやい  
や、それは駄目でしょうと、車椅子が通れなくなりますと。

あとペイントと。歩道にペイントしたらどうかと、みんないろいろ考えているんですね。いや、  
大ペイントしたらここは道路交通法上、歩道は自転車通っちゃ駄目なのに、通るのを容認したか  
のようになるのもこれはよくないだろうと。そういったこともありまして、ただいまの課長の御  
答弁ですね、警察と啓発みたいな話でございましたが、そこに集約されるのかなあと、同感とい  
うわけじゃないんですけど、なかなか解決策が見つからないなというふうに考えているわけでご  
ざいます。私が視察しておりました思っただけはですね、その井尻線ですね、須恵高校の生徒が  
電車通学の場合、集団であそこ、歩道を通りますんで、あれはやっぱり集団で通ると自転車、車  
道に逃げるか、降りるかするわけですね。そういう意味で言うと、数の力というものをを見てい  
て感じるわけです。だから、何て言うか、こう原始的な弱肉強食みたいなですね、路上でそういう  
ことが起こっているなというものを感じた次第であります、解決につながるような発見でも何  
でもないんですけど、なかなか難しい問題だなあとということで、これもまた町長のほうからの見  
解を伺えればと思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） まず1問目の帯状疱疹については、もうおっしゃるとおり、太宰府しかや  
っていないと。この問題を単独の町で仮に助成やるとするとですね、なかなか難しい。この問題、

恐らくいずれ出てくるんだらうなあと思っているんですけども、やるとすればですね、このコロナを通してでも特にクローズアップされたんですけども、やはり糟屋地区の医師会と連携をとって、やるのであれば糟屋地区全部で、市町長協議会が協議やって、医師会とやって、でやるというのが一番いいと思います。単独の町でやるとですね、なかなか難しい、これは。今回、上げていないんですけども、同じ論法でいくのが子ども医療の関係ですね、これも医師会の承諾なくしては受け付けてくれません。ですから、これも本来であれば早めにやりたかったんですけども、令和5年度中にですね、この件については、もう具体的に町長会のほうで、今現在子ども医療については動いていると。来年度、できればやりたいなあとという、同じ手法でしか方法がないのかなあと思っています。やれないというのではなくて、その機運が盛り上がったときに1市7町の首長さんが同意して、担当課辺りが全国的なデータ見てですね、幾らの補助金やるんだと。じゃあ、糟屋郡ではどうするんですかと、糟屋地区では。町長会で協議やって、それを医師会に持って行ってやってもらえませんかという運びが一番スムーズなのかなと思っています。ですが、これやらないというんじゃなくて、まだやれる機運にないということでございます。

そして、自転車のことですけども、これも議員がおっしゃるように、答えようがないというのが正直な気持ちです。

1問目についても、2問目についても、担当課長が言った通りでございますけども、じゃあ、町として何ができるんだと考えたときに、町の広報紙に自転車持っていらっしゃる方のマナー守りましょうよというような、特別な欄設けて広報紙を通してやると。これ今現在、LINEのほうでも広報、須恵町のトップページに見れますので、そういったこともやりたいなど。

もう1つは、やっぱり、もしやるとすればですよ、担当課とも協議せんといかんかもしれんですけど、期間決めて各駅でキャンペーンやるとかですね、この程度しかないと思います。それを毎年、繰り返すとかですね、そういったことになってくるのかなあと思っています。この2問とも非常に答えにくい質問だということで、今のが私の考えでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） どうもすいません。帯状疱疹に関しましては、数年前ですけど、私の母がかかりましてですね、やっぱり1か月なんですよ、これがもうね、痛い痛いと言いうもんですから。と言っても魔法があるわけじゃなく、治療をしてやっぱり1か月ぐらい我慢したら治って、今は何ともないんですけどね、やはりそういうのを見ると、これはつらい病気だよなって。ちょっと私情の混じる動機でございますが、ただ、同じ痛みをですね、私も嫌ですし、多分、皆さんも嫌だと。そして町民も等しくやっぱり防げるものなら防いでいきたいというところだと思いますし、ただいま答弁にもございましたように、医師会通じて、機運が盛り上がった

ら進めていきたい。そして今、各議会のほうで、県議会ですね、各県議会のほうで意見書を国のほうに申し入れているところでもございますから、また国のほうもそういうかたちでこれは進めていく時期じゃないかと、もうコロナも落ち着きを見せている部分でもございますし、また1つの感染症に対するアクションということで、こういう動きが起こってきたらまた須恵町でも前進できるじゃないかなと。そういう期待を持っております。

自転車事故もですね、町長、おっしゃいました。この期間決めたのキャンペーンなんていうのは、いい発想だと思います。こういったのをですね、まあもちろん、調査も何もなく、当てどもなくキャンペーンをするわけにもいかないんで、しっかりどういったところが危険箇所、どういったところでやっていけばいいのかなっていうのを精査した上でですね、できれば進めていきたい。マナー向上のまちというのも大事な視点じゃないかなと思っております。そういったことで、様々に期待を膨らませて今後の対応を待ちたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（松山 力弥） 7番、百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 7番議員、百田輝子です。通告に従いまして、認知症患者に対する支援についてお伺いしたいと思います。

厚生労働省によりますと、我が国の認知症患者の数は、2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。認知症の人が単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境整備を行っていくことが求められています。

年を重ねても、認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域や自宅で暮らしたいと願うところです。

いままでも認知症対策については、一般質問で何人かの同僚議員からも出ておりましたけれども、現在においても、将来においても、須恵町の最重要課題の1つであると思っています。

私自身が初めて認知症についての知識を頂いたのが2015年、ニューライフ須恵主催の認知症在宅ケアシンポジウムがアザレアホールで開催された時のことでした。今は亡き母ですが、そのとき、その参加した後に、母は、もしかして認知症ではないかと思いました。私の主人の母になりますけれども、同じ敷地内で別の家に住んでおり、1人で生活できておりましたので、気を付けてはいたものの、母が日中洗濯場で倒れ、救急車で運ばれ、そして一晩で、病院で、一晩で一気に認知が進み、それ以降は病院を退院して、施設入所して生涯を終えました。

何の知識もない私、何の手立てもしないままの自分には、後悔しかありませんでした。私が認知症についてもっと勉強していれば、母の認知症が先に進まず、元気で自宅で過ごせたかもしれません。



また、認知症のように、普段の生活に支障をきたすほどではありませんが、記憶などの能力が低下し、正常とも認知症とも言えない状態のことを軽度認知障害、MC I と言うんだそうです。MC I の方の約半数は、5年以内に認知症に移行すると言われておりまして、まさしく母の症状でした。MC I について調べますと、MC I の方のうち全てが認知症になるわけではありませんが、この段階から運動などの予防的活動を開始することで、認知症の進行を遅らせることが期待されています。認知症ではなさそうだと思っても、以前より、物忘れが増えている。物忘れの程度がほかの同年齢の人に比べてやや強いと感じたら、念のために専門医を受診することも早期発見、早期対応につながると書かれていました。

そこで質問ですが、須恵町内には、潜在的な人も含め、認知症患者が何名程度おられると把握していますか。正確に把握している患者数と潜在的におられると想定されている患者数。

そして令和4年度の認知症サポーター養成講座。こちらの開場回数と参加人数。

そして潜在的な患者を含め今後、間違いなく増加していく認知症患者対策について、須恵町は現在、どのように取り組んでいて、今後、どのように取り組みを進めていくのかお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

認知症は、脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態を言い、誰もがなり得る病気だと考えられております。

今後、増加すると予想されており、一人一人が認知症についての知識を深め、予防していくことと周りの方の理解も大切だと考えております。

それでは、質問要旨に沿ってお答えさせていただきます。

1 問目の、須恵町内には潜在的な人も含め、認知症患者が何名程度おられると把握されていますか。また、把握している患者数と潜在的におられると想定されている患者数をお答えくださいについてお答えいたします。

須恵町としては、潜在的な方も含め、認知症患者の人数の把握はできませんが、介護保険の申請をしている方で、認知症もしくは認知症疑いがある方は、令和5年2月現在で500名程度いると思われ、介護保険認定申請を行っていない方を含めると一定数の方がいると考えております。

次に、2問目の令和4年度の認知症サポーター養成講座の開催回数と参加人数についてお答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、平成24年度より事業を開始し、令和4年度は2回開催しており、参加人数は19人となっております。事業開始からは1,156人の方が受講されております。

最後に3問目の潜在的な患者を含め、今後、間違いなく増加していく認知症患者対策について、

須恵町は現在どのように取り組んでいて、今後どのように取組を強めていくのかお尋ねしますについてお答えいたします。

当町の現在の認知症施策としては、須恵町地域包括センターに認知症地域支援推進員を配置して、相談窓口としての相談・支援業務をはじめ、認知症の理解を広め、認知症の方とその家族を支え、支援の輪を広げる認知症サポーター養成講座の開催と認知症になっても安心して須恵町に住み続けられるように、認知症に関わる医療や介護サービスをまとめた冊子である認知症ケアパスの発行と認知症の疑いや既に認知症の方で、治療を中断していたり、認知症の進行具合が早く苦慮している方に対し、医療・介護・福祉の専門職でチームを結成し、支援をする認知症初期集中支援チーム事業と認知症で徘徊の恐れがある高齢者については、登録することで行方不明になった際に、協力サポーターに徘徊高齢者情報をメール配信し、捜索の協力を依頼する認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業に取り組んでおります。

今後の認知症施策としましては、皆様に認知症への理解を広めていただくとともに、認知症の方とその御家族を支援するため、現在行っております事業の継続に努めるとともに、認知症を未然に予防することが重要であると考えております。

現在も行っております介護予防事業わくわくデイサロンの受講者への10分間の簡単な脳トレやタブレットを使用した脳トレを継続し、未だ医学的に解明されていない認知症を防ぐことは難しいと思われませんが、新しい情報を取り入れながら対応してまいりたいと考えております。

今後も認知症予防と認知症ケアの両輪にて事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 今、御答弁いただきました行政として、大体把握されている患者数だけでも、須恵町で約500名ぐらいということと、それから、サポーター、認知症サポーター養成講座を受けられた方もかなり増えているということでした。4年度で2回、これはコロナの影響があったので、かなり少ないのではないかと思います。私も機会がありましたので、須恵町商工会のほうから案内がありまして受けてまいりました。とてもよかったと考えております。

今後の認知症患者対策について、そういった地域推進室があるであるとか、それから、タブレットとか、そういうこともお伺いしましたが、これからもですね、自分も、私は今、64歳なつたんですが、65歳以上が認知症になる確率が上がるというふうに、調べればやはり、もう他人ごとではないと。もう母がいない、次は私とあと74歳になる主人、主人が先に認知症になるのかなと思うと、やっぱり1日でも、そういった認知症にはなってほしくないという思いが自分の身に降りかかっている今です。

今後は担当課としては、とても、今もそういったことを考えてやっていってくださっている中

ですが、コロナももうかなり落ち着いてきたので、自治会単位で講座とか、町の取組の説明会を行うべきだと考えております。そのことによって、地域で支える介護体制の構築がもっと今よりもできると思います。そして本日、資料としてお配りしておりますけれども、大牟田市の例で、徘徊模擬訓練をされております。当然、職員だけでなく、町民の皆さんや介護施設の職員の方々の強力も得て、須恵町でも年に1回でもいいので、ぜひ徘徊模擬訓練を計画してほしいと思います。

町民を巻き込んだ創意工夫した取組を行うことが、町民の皆さんの中で、理解が広がっていくと思います。その実施についてのお考えについてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 重要な質問をしていただいております。

先ほど、担当課のほうから縷々を申し上げましたように、今現在考えられるもの、国とか県から言ってくる分、糟屋地区の課長会で話した中身でできる部分について、担当課とそれと社会福祉協議会と、それと民生委員会も含めてですね、実施しております。今現在できていることは、そのことなんだろうなあと考えております。

認知症、昔、ぼけて言いよったですね。これについては、私、昭和52年に役場入って、昭和53年から8年間、福祉課にいたんですよね、このとき、60歳の敬老祝賀会っていうのをあおば会館ではなくて、元恵山閣があった上に、老人の施設があって、そこでやっていたんですよ。そのときに、担当課の我々、若手が各地域に行ってお迎えして、その場所まで連れて行って、大体60人ぐらいしか該当者いなかったんです。ところが手を引かんといかんぐらいに60歳というのは機能低下していた。今、私、68です。ぴんぴんしております。認知症になる人も含めて、要するに寿命が延びている。その中で、昔、クローズアップされていなかった、たまにはぼけとかたちの方がいらっしゃったにしても、そんな顕在化していなかった。要するに、肉体年齢が若返ったことによって、内臓とかですね、脳の機能低下とアンバランスが生じてこの認知症が出てきているんだろうと思います。ですから、担当課長が言った内容で、今現在進めておりますけれども、私自身もここで近い将来、やらんといかんなあとと思うのが、須恵町の場合は幸いにも、老人系の専門の100床以上抱える医療機関が2つあります。ここの持っていらっしゃる技術とか、いろんなもの、すばらしいものがあります。特に、行政サイドと友好関係にありますので、そのあたりの意見も伺えるような、今ではなくて将来に向かってこうなっていくだろうと、それに対してこういう準備やった方がいいよというようなことは、担当課通して各医療機関の先生方ともお話をし、長期的な支援立てた上でやっていきたいなと思っております。

それと、具体的な、何やっているかと。私、町長になってから、厚生労働省、老健局、介護保険課のほうに女性職員を2年間ずつ派遣しております。そうすることによって、専門性を高めて、

その派遣した女性職員が福祉課に戻ってくると。一番最新の情報、一番技術的にもこうだろうという情報を持って帰ってくると。そういったかたちで、介護に関しては、私自身も非常にこう思っていて、今、3人目を出しています。そういったことで、福祉課のほうにはかなり負荷かけているんですけども、要するに、専門、介護に関してもそうですけども、職員として、公務員として、それに専門的な能力を持った人間をつくっていかないと医療機関とのやりとりやっけていても、単なる事務員じゃ無理なんです。特に、派遣した職員というのは、帰ってきて厚生労働省とネットワークある。そこにいろんなところから来ている職員もいます。そういうことのネットワークの中で、いろんなこと情報を集めながら、須恵町の介護事業に対して生かしていけると思っておりますので、トータル的には、担当課長が言った中身が実務としてやっていますけども、将来を見据えてはですね、今言った2つのことを準備をやっているということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 今、町長のほうから御答弁いただきまして、ただ、よく分かりました。ただ、やはり、徘徊模擬訓練につきましては、将来、一つ一つそういった助成を受けた中でやっていくということが実現できますことを期待しております。

最後に、学校教育においても、人権教育の重要な課題の1つだと考えておりますので、ぜひ、認知症についての正しい理解をまず、先生方にも知っていただくように研修を行ったり、町内の小中学校において、認知症サポーター養成講座を持っていただきたい。中学校においては、福祉教育の一環として取り組んでいただきたいとのお願いと須恵町において、子どもたちから高齢者まで、認知症に対する正しい理解を広げ、認知症患者や家族を支える地域づくりが大きく進むことを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本会議終了後、11時10より、全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、3月16日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時56分散会

議 事 日 程 (第4号)

令和5年3月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 発議第 1号 須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 2 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第11号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 4 議案第12号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第13号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第14号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第15号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第16号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第17号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第10 議案第18号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第19号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第20号 令和5年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第13 議案第21号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第14 議案第22号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第15 議案第23号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第16 議案第24号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第17 議案第25号 令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第18 議案第26号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 報告第 1号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 1号 須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 2 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第11号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 4 議案第12号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第13号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について

- 日程第 6 議案第 14 号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
 日程第 7 議案第 15 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第 8 議案第 16 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第 9 議案第 17 号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
 条例  
 日程第 10 議案第 18 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 日程第 11 議案第 19 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例  
 日程第 12 議案第 20 号 令和 5 年度須恵町一般会計予算の提出について  
 日程第 13 議案第 21 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について  
 日程第 14 議案第 22 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第 15 議案第 23 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第 16 議案第 24 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第 17 議案第 25 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
 日程第 18 議案第 26 号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例  
 日程第 19 報告第 1 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について  
 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和4年度の最後の定例会となりましたけども、皆さんは今日で4年間の任期を終わるわけでございます、議会としてはですね。

最後の議会でございますけども、この4年間のうちに約3年間はコロナ感染の拡大で、全員集合という議会の本会議が少なかったと思います。また、その中でも一般質問の中止とかいろいろありましたけども、皆様の御協力のおかげでこうして4年間過ごせてきました。議長として感謝申し上げます。

そういうことで、今日は4年間の最後の本会議でございますので、慎重審議よろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

ここで一括議題についてお諮りします。

議案第20号から議案第25号までは関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

### 日程第1 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第1、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は議会運営委員会から提出のため、代表者である委員長から説明を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございます。

この議案を、別紙のとおり地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。提案理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条、目的として、この条例は、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするとしてあります。

第2条、定義では、各用語の定義を示しており、改正個人情報保護法と同時に、個人情報は生存する個人に関する情報としてあります。



同条第4項で、保有個人情報とは、議会事務局職員が職務上作成し、また取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有するものとしています。

第3条で、議会の責務を、第4条及び第5条で、個人情報の保有の制限等及び利用目的の明示を示しております。

第9条では、安全管理措置を、第10条で、従事者の義務を、第11条では、漏えい等の通知について、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、本人に対して、当該事態が生じた趣旨を通知しなければならないとしています。

第12条では、利用及び提供の制限について、第13条では、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求について、第14条では、第13条と同様に、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について示しています。

第15条では、仮名加工情報の取扱いに係る義務として、議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならないとしています。

第16条、匿名加工情報の取扱いに係る義務で、議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たって、法令に基づく場合を除き、個人情報に係る本人を識別するために、他の情報と照合してはならないとしています。

第17条、個人情報ファイル等の作成及び公表について、帳簿を作成し、公表しなければならないとしており、第18条及び第19条では、開示請求権及び開示請求手続きを示しております。

第20条では、保有個人情報の開示義務について、第23条では、保有個人情報の存否に関する情報について、第24条で、開示請求に対する措置として、開示請求者に対して、その旨の決定をし、書面により通知しなければならないとしております。

第25条で、開示決定等の期限について、第30条で、開示請求の手数料について、31条から37条は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、議長に対して訂正を請求できるとして訂正請求権を定め、その手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等を定めております。

第38条から第43条は、自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止に関しての利用停止請求権を定め、その手続き、利用停止義務、利用停止決定の期限等を定めています。

第45条及び第50条では、審査請求があったときは、また議長が専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、須恵町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとしています。

第51条では、施行状況の公表では、議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとしております。

第52条、委任では、この条例の実施に関して必要な事項は、議長が定めるとしております。

53条から54条は、罰則規定を定め、正当な理由がないのに、個人情報ファイルを提供したとき、自己もしくは第三者の不当な利益を図る目的で提供または盗用したとき、職権を濫用して、その職務の用以外の用に収集したとき、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者に対して、懲役または、罰金、過料に処する旨の規定を定めています。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 委員長の説明が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって発議第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

先ほどちょっと説明不足があったんですけども、今日からマスクは自由でございます。また、登壇して発言する方は、もう自席のほうでマスクは外してください。これも自由にいたしますので、構いません。

以上です。

---

## 日程第2. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第2、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 議案書の1ページをお願いします。

発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案を別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。提案理由として、次の一般選挙から須恵町議会議員の定数が13人になることから、常任委員会の委員の定数を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第2条中、文教厚生委員会委員の定数を「7人」から「6人」に改正するものです。

2ページに戻って、附則で、この条例は、令和5年5月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって発議第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により、別紙のとおり第七次須恵町総合計画基本構想が策定されたので、本議会の議決を求めるものです。

皆様既に連合審査会で説明を受けておりますので、ここでは簡単に説明いたします。

別紙1ページ、概要説明です。

基本構想の構成は、序論、基本ビジョン、参考資料としています。審議項目になる基本構想の基本ビジョン詳細は、1、まちづくりの基本理念を「須恵町民憲章」とします。

2、まちが目指す将来像を「水と緑と光の町すえ」とします。

3、人口推計を令和22年（2040年）人口将来展望3万人とします。

4、将来像を実現するための分野別政策でございます。

8ページから10ページは、大綱一覧となっております。

1、福岡県内で「光る」町になる。

2、活力ある産業基盤の形成。

3、教育立町 須恵 社会総がかりで教育を推進。

4、子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり。

5、生きがいを持てる社会づくりの推進。

6、健康づくりを支えるための環境づくりの推進。

7、計画的な都市形成。

8、安心安全な地域の形成。

9、地域とともに歩む行政づくり。

10、未来を見据えた計画性のある行政運営。

11、法令に基づく行政事務の適正な運営としています。

11ページから18ページに、11項目の大綱と、それに属する政策が50項目あります。この基本構想実現のための実施計画につきましては、議決後作成されます。

なお、2月16日町長室において、総合計画審議会会長より町長の諮問に対する答申が行われております。内容は、19ページに添付しています。

質疑として、第6次計画以上に膨らんだ内容だが、今の人員、体制でできるのかというものでございます。

答弁として、計画は継承していく。全て必要な施策なので、やるための計画だと。そして、役場のスタッフは今の人員で十分だが、加えてそれぞれに専門性を持った人材を外部から入れて、チームを組んでやっていく形にするというものでございました。大変意欲的な話でございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、須恵町地球温暖化対策推進協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたものでございます。

内容としては、2050年のカーボンニュートラルに向けて、行政、町民及び事業者の各主体

が連携・協働し、須恵町が目指す姿の共有と効果的な推進を図るための協議会を設置することに関し、必要事項を定めるものです。

2ページの第1条から3ページまでの第7条で構成されております。

第1条の設置から所掌事務、協議会、会長及び副会長、会議、事務局を定めております。

3ページ第7条の委任で、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとしております。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

現在、各地方自治体が条例を制定し、運用している個人情報保護制度に関し、今回の法改正で、令和5年4月1日以降の個人情報保護制度は法律に一元化されることになったため、各自治体は法施行条例を制定し、これまでの条例を廃止することで、全国共通ルールとして同一の対応を取ることとなりました。

制定の主な内容です。2ページをお願いします。

第1条は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、権限及び事務を委任する事項が設けられた法の規定に基づき、条例の趣旨を明らかにするものです。

第2条第1項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に準じた用語の定義に関する規定です。

第2項は、実施機関を規定しております。現行の須恵町個人情報保護条例の規定から議会は対象外となっております。

第3条は、個人情報ファイルに係る帳簿で、政令第20条第2項に規定する1,000人未満の個人情報ファイル簿について、作成及び公表の規定をしております。

須恵町では対象を100人以上としております。現時点で274個のファイルがございます。

第4条は、個人情報ファイル簿の記載事項の規定で、個人情報ファイルの名称、利用目的等の記載に加え、須恵町では、規則の中で個人情報ファイルに特定個人情報が含まれる場合はその旨を記載すると規定しています。

第5条から第8条の規定は、現行の須恵町個人情報保護条例と変更箇所はありません。

第9条は、須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査会への諮問に関する規定です。

新たな規定では、3号にわたり諮問することができると規定しております。

4ページをお願いします。

第10条は、この条例の実施に関し必要な事項を規則で定める委任条項を設けております。

附則ですが、第1条で施行日を令和5年4月1日とし、第2条では、現行の須恵町個人情報保護条例の廃止について規定しております。

第3条では経過措置を規定しており、5ページの第4条では、第2条の廃止規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によるとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

本条例の改正は、議案第13号の須恵町個人情報保護法施行条例の制定及び議員発議された須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、改正するものです。

町と議会で、それぞれ条例を制定することになりますが、審査会については同一の審査会での運用となります。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。

第2条の改正は所掌事務の内容ですが、議案第13号で須恵町個人情報保護法施行条例を制定し、併せて現行の須恵町個人情報保護条例を廃止することに伴う引用条例の改正、また、法施行条例では実施機関に議会が含まれないことから、実施機関に加え、「須恵町議会の個人情報の保護に関する条例第1条に規定する議会」を追加で表記しております。

第2条第1号から第6号は引用条例の変更などで、第7条についても同様に引用条例の変更です。

4ページをお願いいたします。

職員が職務上作成し、または取得したものであって、職員が組織的に利用する個人情報について、これまでは条例中で「自己情報」と規定していたものを、個人情報の保護に関する法律、須恵町議会の個人情報の保護に関する条例では、「保有個人情報」と規定されることに伴い、表記を変更しております。第7条第3項も、同様に表記を変更しています。

2ページにお戻り頂いて、附則です。この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号須恵町情報公開・個人情報保

護審査会条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、須恵町附属機関に須恵町地球温暖化対策推進協議会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

本条例の改正は、議案第12号の須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定に伴い、改正するものです。

附属機関は、地方自治法に基づき、町長等の執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関ですが、今回設置します須恵町地球温暖化対策推進協議会は、第三者の視点を取り入れて、公正・適正な業務執行を確保する必要があるため、須恵町附属機関に追加するものです。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例



の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和5年1月20日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の人事院規則の改正は、平成28年度に制度化された国家公務員におけるフレックスタイム制について、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するよう、現行のフレックスタイム制及び休憩時間を柔軟化する改正です。

県内でもフレックスタイム制を導入している自治体は少ないのですが、本町におきましては、職員が多様な働き方を実現できる環境整備を行うため、条例の改正を行うものです。

5ページ、新旧対照表を御覧ください。主な内容としましては、第3条（週休日及び勤務時間の割振り）に第3項と第4項を追加し、第3条第3項において、原則、全職員をフレックスタイム制の対象とすること。

第3条第4項において、子の養育や配偶者等の介護が必要な職員については、本人の申告を考慮して、週休日を現在の週休日に加えて設けることや、勤務時間を割り振るものとするなど、の改正です。

第3条第3項及び第4項の詳細については、規則で定めます。

また、今回の改正に併せて、所要の条文整備を行っております。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

質疑として、適用されないものについてはというもの。

答弁として、労働時間の短いもの、短時間の会計年度任用職員や育児や再任用で短時間になっている者は適用外となるというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第9. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。三角君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案書1ページをお開きください。

議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第13条で、対象者が町外の障がい者施設等に入所した場合の特例を規定しており、今回の法律改正に伴い、老人福祉法で規定する養護老人ホームと、介護保険法で規定する介護保険特定施設及び介護保険施設を適用対象施設に加える改正を行うものです。

2ページに戻って、附則で、第1項で、この条例を、令和5年4月1日から施行することとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。三角君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例に

ついて、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条に、出産育児一時金について規定しており、現行の条文では、被保険者が出産したときに健康保険法施行令第36条の規定と同額の40万8,000円を世帯主に支給するとしています。

健康保険法施行令第36条に定める支給額が、令和5年2月1日に48万8,000円に改正されたことに伴い、本条例の規定を改正後の条文のとおり出産育児一時金として48万8,000円を支給すると改正するものです。

2ページに戻って附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11．議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、民法等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いします。

改正の内容は、民法の改正により、生活に必要なライフラインの設備を設置、使用する目的で、他人の土地や設備を使用することができることとなります。そのため、現在、条例で規定している他人の土地に給水装置を設置する場合の同意について、民法に規定される要件を満たす場合は、同意を不要とするものです。

3 ページ、新旧対照表をお願いします。

改正条文で、他人の家屋または土地に給水装置を設置しようとする場合に同意を必要とする第5条の規定に2項を加え、第2項で、民法に規定する条件を満たす場合は同意を必要としないこと、第3項で、当該設置における事前の通知がなされているかを確認するための誓約書の提出を規定しています。

2 ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

質疑として、「この民法の改正による規定がなくて困った事例はあるか」というもの。答弁として、「そのような事例は近年においてない」というものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。休憩に入ります。

午前10時51分休憩

-----  
午前10時59分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

日程第16. 議案第24号

日程第17. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第13、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第14、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第15、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第16、議案第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第17、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 予算審査特別委員会の報告をいたします。

議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出から議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月9日、13日、14日の計3日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ117億9,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳入予算の流用、第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。起債の目的、臨時財政対策債ほか10件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。事項、第3期子ども・子育て支援事業計画策定支援等

業務委託、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額660万円の債務負担行為を定めております。

一般会計歳入歳出予算の総額117億9,000万円は、前年度比1億5,000万円、1.3%の増となり、昨年度に引き続き110億円を超える過去最高の予算規模となりました。

歳入では、1款町税は32億9,068万7,000円、歳入全体の27.9%で、個人町民税0.3%、法人住民税は15.6%、固定資産税7.6%、たばこ税は12.8%の増と見込み、対前年度比1億7,585万円、5.6%の増です。

10款地方交付税は20億2,700万円、歳入全体の17.2%。これは、地域デジタル社会推進費や地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応、出産・子育て応援交付金の地方負担の対応などで基準財政需要額が増となるため5,500万円、2.8%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は16億5,379万2,000円、歳入の14%で、502万4,000円、0.3%の増です。新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金は減となっておりますが、障害関係国庫負担金や施設型給付費等国庫負担金、出産・子育て応援事業費国庫補助金の増によるものです。

15款県支出金は9億6,907万4,000円、歳入の8.2%で、5,084万8,000円、5.5%の増です。これは、施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金などが増加しているためです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入項目として、7款地方消費税交付金6億7,900万円、9,600万円の増、16款財産収入1億3,945万6,000円、不動産売払収入が9,305万1,000円の増、18款繰入金6億6,000万6,000円、財政調整基金繰入金が5,000万円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の47.8%で、依存財源は52.2%です。前年度から自主財源の構成比が2.5ポイント上がっています。町税、財産収入、繰入金の増が要因です。

歳出では、2款総務費23億7,487万8,000円は、歳出の20.1%で、財政調整基金積立金や庁舎エレベーター改修工事、町制施行70周年事業企画運営業務委託料などの増で2,607万1,000円、1.1%の増です。

3款民生費43億3,954万7,000円は、歳出の36.8%で、障害者支援費、自立支援給付費や地域活性化センター空調設備改修工事、保育実施負担金及び委託料などの増で2億2,370万7,000円、5.4%の増です。

4款衛生費13億4,577万8,000円は、歳出の11.4%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や出産・子育て応援事業費給付金、粕屋中南部休日診療所負担金などで7,408万

8,000円、5.8%の増です。

8款土木費6億5,476万2,000円は、歳出の5.6%で、道路新設改良事業費の増により7,294万4,000円の増です。

9款消防費3億8,177万円は、歳出の3.2%で、中部防災センター（仮称）建設事業や新型コロナウイルス対策事業費の減により1億81万4,000円、20.9%の減です。

10款教育費16億8,413万7,000円は、歳出の14.3%で、第一小学校長寿命化改良工事やテニスコート人工芝張替工事など新規事業がありますが、第三幼稚園（仮称）改築工事の事業費の減により2億50万2,000円、10.6%の減です。

12款公債費6億4,933万3,000円は、歳出の5.5%で、庁舎非常用電源設備等整備事業債や学校教育施設等整備ネットワーク整備事業債などの償還が開始となるため2,090万円、3.3%の増です。

歳出の構成比は、義務的経費が40.8%で、前年度比1.4ポイントの増、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が8.5%で1.2ポイントの減、その他の経費が50.7%で0.2ポイントの減です。義務的経費の扶助費が毎年増加しています。

基金の状況ですが、令和4年度末の財政調整基金の見込額が25億7,244万6,000円、減債基金が4億278万円、ふるさと応援基金が7億8,781万7,000円、昨年に増設しました公共施設等整備基金は財政調整基金から移し替えて6億円を積み立てております。

当初予算のための令和5年度の財政調整基金の取崩予定額は、6億6,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳入では、15款県支出金において、高齢者運転免許自主返納等支援事業費県補助金の詳細についての質疑に、新規に申請された方1人2,500円100人分です。須恵町独自では新規に限らず毎年申請されれば年4万円を75歳から85歳までの10年間支援助成金を受け取れますとの答弁がありました。

17款寄附金において、ふるさと応援寄附金を10億5,000万円計上しているが見込みどおり入らなかつたらできなくなる事業が発生するののかとの質疑に、ふるさと納税金については一般財源に充当して使うことは考えていない、基金に積み立てますとの答弁がありました。

歳出では、2款総務費において、糟屋地区町長協議会負担金の増についての質疑に、糟屋郡町村会からの通知額での支払いですとの答弁がありました。

報酬審議会委員報酬が計上されているが審議予定があるのかとの質疑に、すぐ対応できるように今年度から計上しているとの答弁。

環境性能割徴収取扱負担金において、特定小型原動機付き自転車についての質疑に、原動キックボードのことで登録はないとの答弁。

スマートフォン相談窓口設置業務委託料についての質疑に、毎週月曜日9時から16時までの昼休みを除く6時間開設し、1回20分の相談時間で1日平均14人が相談に来ており、LINE、ホームページの見方、写真などの相談が多く、対面で分からないことが聞ける、高齢者など同じ年代の方には聞けないことが聞けて大変ありがたいなど好評ですとの答弁。

ボランティア派遣事業の詳細についての質疑に、総合学習のクラブの時間や教室での学習ボランティア、たこ作りの支援をしていますとの答弁。

コミュニティバス運営事業でオンデマンドバスは導入しないのかとの質疑に、須恵町は利用人数が多いのでオンデマンドバスでは今の人数を賄えない。現在取り組む予定はないが、情報収集をしながら近隣町の動向を見ていくとの答弁。

特産物開発支援補助金の詳細についての質疑に、現在要綱を作っており、地場の試作品の材料、広告などの支援として上限100万円を交付予定ですとの答弁。

在留外国人支援事業の詳細についての質疑に、須恵町の人口の1.1%が外国人で、技能実習生、特定技能実習生が増えており、ベトナム、ミャンマー、インドネシアの方が増えています。この事業は、外国人日本語教室の空白を減らして日本語でのコミュニケーションが取れるようにする目的で、3年間の事業で2年目となり、なかなか集まってもらえないのが現状ですが、須恵町を知ってもらう交流するイベントを昨年2回実施し、計5名の出席があり、日本語を織り混ぜてジェスチャーなどで外国人相談窓口での相談を勧め、糟屋郡相談が12月末で70件ありました。通訳のお願いなどが多いとの答弁がありました。

3款民生費において、配偶者からの暴力に関する電話相談委託料の相談件数の質疑に、令和4年度2月15日現在で6件の相談があり、緊急を要するものはありませんでしたとの答弁。

緊急一時保護費の詳細についての質疑に、保護支援事業で一時的に高齢者を誰も見る人がいないときなどに一時施設などに見てもらった事業で、1件ありましたとの答弁がありました。

4款衛生費において、骨髄等移植ドナー費用助成金の詳細についての質疑に、入院・通院1日2万円、10日間の助成金で1人分を計上しています。過去に1回助成金を出していますとの答弁がありました。

アピランスケア用具購入助成金の詳細についての質疑に、心理的負担軽減のためウィッグ2万円、補装具1万円の助成を行います。医療費での対象であるかはアピランス該当者であることで判断しますとの答弁がありました。

定期予防接種業務委託料、高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料についての質疑に、令和4年度の実績に基づいての計上で、コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されたこと、同時接種ができたことで4,392人、57%の接種でしたとの答弁。

令和5年度以降のコロナワクチン接種の詳細についての質疑に、これまでの通知分は5月7日



で終了し、5月8日からは初回接種を終了した65歳以上の高齢者、基礎疾患を持った人に加え、医療従事者等も接種できます。令和5年度の広報通知、接種券、接種内容等の送付が来てからの接種で、オミクロン2価ワクチンとなります。9月からは初回接種を完了した5歳以上の方が接種できます。ワクチンに関しては検討中ですとの答弁。

第2次救急医療業務委託料についての質疑に、1次、2次、3次とあり、第2次救急医療機関は青洲会病院などの救急受入れの病院で、糟屋6町で業務委託をしているとの答弁がありました。

猫対応事業の詳細についての質疑に、2名以上が団体となり7団体があります。去勢手術の件数の補助金増は、実績に基づき補助金増になっています。窓口は地域振興課で受け付けます。乙植木の猫対応に関しては、粕屋町の団体とも連携していく予定ですとの答弁がありました。

空き家等実施調査業務委託料の詳細についての質疑に、委託業者が空き家の調査をし、地図に落とし込み、空き家の持ち主と今後どうするかを話す事業ですとの答弁。

空き家等解体工事の件数の質疑に、町に寄附された4軒分ですとの答弁。

農業委員会、備品購入、タブレット購入の質疑に、現地調査等タブレットを活用し、写真地図を見ながら進めていきます。農業委員の改選後に使用していき、農業委員の年齢は65歳から70歳代で2名の女性が立候補されていますとの答弁。

畜産家廃業に伴う影響、堆肥センターの見通しについての質疑に、甲植木の2件が廃業されるため、堆肥センターは1年後に閉鎖予定です。閉鎖までは今までの堆肥を使用し、すえっ肥を作り、残り乙植木の1件の畜産家の堆肥については自分で処理していただきます。

8款土木費において、通学路交通安全対策工事請負費での工事箇所についての質疑に、令和4年度の主な工事は、城山・新原線区画線補修工事ほかですとの答弁がありました。

河川しゅんせつ工事の場所の詳細についての質疑に、令和4年度、皿山上流に向けてしゅんせつ工事をしている。終了後、令和5年度は須恵川の支流から観音谷のしゅんせつ工事を予定していますとの答弁がありました。

9款消防費において、自主防災組織の補助金についての質疑に、例年どおりの補助金です。アルミのリアカーなど高額な防災用品購入で資金がどうしても足りない場合は個別で相談くださいとの答弁。

昨年度より消防団活動助成金の支給方法が変更になったことによる運営状況についての質疑に、補助金は1人当たり4万円掛ける人数で、処遇改善のため昨年度より直接個人に支払われていますので消防団の運営はやりづらいと思います。年間200万円ほどはないので、団員から徴収するかどうかは検討しているとの答弁がありました。

10款教育費、スポーツイベント実施事業での駅伝に代わる事業についての質疑に、軽スポーツ、親子スポーツなどゆるスポーツのイモムシごろりなど遊びながらのスポーツ、スポーツリフ

ティング、ボッチャ体験などブースを設けることをスポーツ協会などと検討しています。分館結集型ではなく、個人の自主参加型にする予定ですとの答弁。

町制施行70周年の詳細についての質疑に、11月12日に福岡県知事呼んで式典、講演会を行う予定。まだPRまでしか決まっていないので、新年度に計画する予定です。備品購入に関しては、70周年懸垂幕、パネル等の購入を予定していますとの答弁がありました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決としております。

続いて、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億8,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしています。

歳入では、1款国民健康保険税5億3,951万9,000円は、被保険者数の減少により前年度比414万2,000円の減です。

4款県支出金21億9,628万7,000円は、医療費の支払いに充てるため保険給付費等県交付金及び災害や景気変動等特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で、前年度比1,525万5,000円の減です。

5款繰入金2億4,918万4,000円は、給与費と繰入金の増額によるもので、前年度比488万1,000円の増です。

歳出では、1款総務費2,462万7,000円は、人件費の増により前年度比549万9,000円の増です。

2款保険給付費21億5,059万2,000円は、1人当たりの医療費は上昇していますが、被保険者数の減少に伴う療養給付費の減により、前年度比1,399万円の減です。

3款国民健康保険事業納付金7億7,194万9,000円は、県全体の保険給付費について国、県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。前年度比651万3,000円の減です。

6款保健事業費3,717万7,000円は、被保険者の健康増進と医療費抑制のための保健事業を行うもので、前年度比155万7,000円の増です。

質疑として、歳出では、2款保険給付費において、出産育児一時金が増額になっているが予算額は前年度と同額でいいのかとの質疑に、本議会で出産育児一時金増額の条例を提出していますので、予算は前年度の金額1件につき42万円35件で計上しています。令和4年度の実績が14件、令和3年度が28件となっています。不足する場合は補正予算にて計上させていただき

ますとの答弁がありました。

6 款保健事業費において、配信予定の動くメールの詳細についての質疑があり、履歴を見て未受診者、不定期受診者などに受付前締切り間際のタイミングで個人のスマホのショートメッセージ、メールにQRコードを発信し、1分半程度の受信を促す動くメッセージメールを配信しますとの答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としております。

次に、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,400万円と定める。第2項、歳入歳出款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億9,970万円は、被保険者の増により前年度比1,140万円の増です。

3款繰入金1億2,419万3,000円は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しており、前年度比411万5,000円の増です。

歳出では、1款総務費870万3,000円は、職員人件費が人事異動により減となっており、750万3,000円の減です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億1,259万3,000円は、被保険者数の増により前年度比2,105万7,000円の増です。

3款諸支出金101万1,000円は、前年度と同額です。

質疑として、公共下水道管渠築造工事計画の100%達成のめどはとの質疑に、7年後の令和12年を達成目標年度としておりますとの答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としております。

次に、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の87ページをお願いします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億8,100万円と定める。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債によるとしています。

91ページ、第2表地方債です。起債の目的は下水道事業債で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担690万円は、供用開始面積の減により前年度比125万円、15.3%の減です。

2 款使用料及び手数料 3 億 2,070 万 2,000 円は、下水道接続件数の増により前年度比 860 万円、2.8%の増です。

3 款国庫支出金 1 億 220 万円は、町の管渠築造工事の増により前年度比 1,430 万円、16.3%の増です。

5 款繰入金 3 億 4,268 万 8,000 円は、多々良川流域下水道建設費負担均等の増により前年度比 690 万 5,000 円、2.1%の増です。

8 款町債、下水道事業債は 4 億 850 万円は、管渠築造工事費の増により前年度比 740 万円、1.8%の増です。

歳出では、1 款総務費 2 億 3,516 万 8,000 円は、多々良川流域下水道維持管理負担均等の増により前年度比 220 万 5,000 円、0.9%の増です。

2 款下水道事業費 4 億 4,612 万円は、工事請負契約の増により前年度比 4,234 万 4,000 円、10.5%の増です。

3 款公債費 4 億 9,848 万 3,000 円は、償還利子等の減により前年度比 910 万円、1.8%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

次に、議案第 24 号。

○議長（松山 力弥） 委員長、先ほどの訂正、今しとこうかね。22号の後期高齢者のときの質疑が23号で言ったんで、今のが質疑ですね。何年度に完成するかちゅうのが。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） すいません、公共下水道のほうの質疑です。

○議長（松山 力弥） それ、皆さん一緒に質疑してますんで、もうそれで結構です。後で訂正しておきますので。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 訂正お願いします。次、24号ですね。

○議長（松山 力弥） 24号からお願いします。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の129ページをお願いします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,300万円と定める。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債によるとしています。

133ページ、第2表地方債です。起債の目的は下水道事業債で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2 款使用料及び手数料 608 万円は、前年度実績を見込み、前年度比 24 万 6,000 円、3.9%の減としています。

3款繰入金3,811万2,000円は、前年度比24万6,000円、0.6%の増です。

6款町債1,880万円は、対象事業の減により前年度比200万円、9.6%の減です。

歳出では、1款総務費66万1,000円は、資産評価整理業務委託料等の減により前年度比24万4,000円、27%の減です。

2款農業集落排水事業費1,558万8,000円は、光熱水費、委託料等の増により前年度比168万5,000円、12.1%の増です。

3款公債費4,596万9,000円は、償還元金の減により前年度比337万円、6.8%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

次に、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について、水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、(1)給水戸数1万1,500戸、前年度比4.5%の増。

(2)年間総給水量276万4,000立方メートル、前年度比2.5%の減。

(3)年間有収水量265万5,000立方メートル、前年度比2.4%の減。

(4)1日の平均給水量7,572立方メートル、前年度比2.5%の減。

(5)建設改良事業費2億1,416万8,000円、前年度比61%の増。

給水戸数の増に対し、給水量が減となっているのは、令和2年度以降、コロナ禍により自宅で過ごす時間が増え、それに伴い水道使用量も大きく増加していましたが、通常の生活に戻りつつあり、家庭での水道使用量が減っていることによるものです。

建設改良事業費は、県道拡幅工事に伴う水道管改良工事実施のため、大幅な増となっています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入では、第1款水道事業収益6億5,129万7,000円、前年度比3,581万1,000円、5.2%の減。

第1項、営業収益では、コロナ禍により令和2年度、令和3年度の水量が大きく増加していましたが、令和4年度以降、平常時の水量に戻りつつあり、水道使用量の減を見込んでいます。

支出では、第1款水道事業債5億8,137万9,000円、前年度比1,302万円、2.2%の減。

第1項、営業費用では、浄水場の新砂入替え業務を隔年施工とし、令和5年度は実施しないことにより委託料と材料費が減となっております。

第2項、営業外費用では、償還利子である企業債利息が減少傾向となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入では、第1款資本的収入5,300万円、前年度比1,750万円、49.3%の増。これは、公共下水道の管渠築造工事に伴う水道管等の移設補償費で、工事量の増に伴う負担金の増です。

支出では、第1款資本的支出2億9,477万4,000円、前年度比8,798万円、42.5%の増。

第1款改良費は、主に県道拡幅に伴う配水施設改良工事等の増によるものです。

第2款企業債償還金は、企業債の償還元金で、元利金等償還のため増となっています。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,177万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するとしています。

第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費は、(1)職員給与費8,706万6,000円、(2)公債費10万円。

第6条、棚卸資産の購入限度額は900万円と定める。これは、水道メーター購入の限度額です。

質疑として、業務の予定量において給水戸数増加に対し年間有収水量が減少している原因についての質疑があり、令和2年度、3年度はコロナの影響で在宅が増加したことにより給水収益が増えたと思われますが、令和4年度からは徐々に生活が戻りつつあると同時に、食洗機、シャワーなどを中心に節約生活になっていると思われますとの答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18．議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第26号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第26号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が令和4年12月16日に交付され、令和5年3月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案する

ものです。

本条例の改正は、個人事業主と地方議員の兼業規制を緩和することを目的とした法改正に準じた改正です。

また、本条例に基づいた資産等の報告については、納税及び納付状況に係る基準日の見直し等も併せて行っております。

3 ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明いたします。

第6条第2号の改正は、有価証券に関する報告事項の改正で、額面金額の総額及び1月1日現在の時価総額の表記を削るものです。

第6条第4号は、基準日及び該当年度を改正するものです。

今回の改正で、報告期限である5月31日時点の前年度分に変更しております。

また、条例中には規定されておきませんが、規則の報告様式の中で、所得税及び自動車税の表記を削除いたします。

第17条は、町長等特別職及び議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族における町の公共事業の契約に対する遵守事項の改正です。

今回の法改正で、議員個人が政令で定める300万円まで公共事業の請負契約が可能となりましたので、条例で定める配偶者等についても、議員個人同様の金額設定で規制の緩和をいたします。

第17条第1項は、改正前は、町長等及び議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族に対し、請負契約禁止の条項を規定しております。改正後は、議員の配偶者等については請負契約が可能となりますので、町長等のみの規定とし、併せて根拠法例を変更しております。

第17条第2項は、今回の法改正で、兼業規制の緩和と併せて請負契約の定義が明文化され、一般物品納入契約についても請負契約に含まれるようになったことから、一般物品納入契約に関する条項は削除いたします。

代わりに、議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族に対し、政令で定める金額以内の請負契約については可能とする旨を規定しております。

第17条第3項は、町長等及び議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族が取締役等になっている法人についての規定です。

まず、第2項の改正と同様、一般物品納入契約の文言を削っております。また、今回、個人事業主と地方議員の兼業規制を緩和する目的で議員個人の法改正はあったものの議員が取締役等になっている法人については従来の規定と変更がありませんでした。今後の当該規定については、地方自治法の規定に準用するとしております。



2 ページにお戻りいただいて、附則です。

この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第19、報告第1号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第1号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和3年2月13日発生の事故で、同年3月23日に示談をした後、6月定例会において報告をさせていただいた事案の追加請求に関する専決処分でございます。

令和3年2月13日の事故発生時の概要ですが、相手方の子が九州自動車道下の1級町道、新原・新生線ボックスカルバート内の車道部を歩行中、グレーチング蓋の上に左足が乗った際に、当該蓋が腐食しており、左足が側溝内部に膝上部まで落ち、腐食し鋭利になったグレーチング端部で内側膝部及び臍腹部を切創、その他擦傷を負った事故で、和解及び損害賠償の額を定めたものにつきまして、令和3年6月定例会において報告させていただきました。

今回の追加請求の概要につきましては、令和3年10月に相手方の子に跛行の症状が見られるようになり、その後に複数の運動チックが発症、令和4年2月に精神神経疾患であるトゥレット症候群と診断されました。

その後は、トゥレット症候群により症状が安定せず、入退院を繰り返す等の症状が見られたため、損害賠償金の追加請求を求められたものでございます。

損害賠償の額は20万円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりで、全国町村会総合賠償補償保険制度の賠償責任保険の適用できる範囲内で賠償金を支払うものです。

賠償額の根拠としましては、後遺障害は、等級が1級から14級まであり、最も低い14級での保険金額は40万円相当となっています。

今回は、後遺障害と判定されず、また、相手方の症状が固定されていないことから、症状固定ができていない場合の範例である50%を採用し、20万円の賠償金としております。

令和4年12月13日に弁護士を代理人とした須恵町と相手方とで合意書を取り交わしており、今回の追加請求の内容及び今後何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

全国町村総合賠償補償保険制度の賠償責任保険において、損害賠償額を決定したことから、町長の専決処分に関する条例の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略します。よって、報告済みとします。

---

## 日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会より会議規則第70条の規定により、議会運営について閉会中の所管事務調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。そのままお願いします。

○議会事務局長（梅野 猛） これより、町長からの感謝状の贈呈式を行います。総務課長の紹介  
でお願いいたします。

○総務課長（諸石 豊） 議員の皆様におかれましては、間もなく任期を全うされるわけですが、  
長い間大変お疲れさまでございました。皆様の御尽力、御協力のおかげをもちまして、  
町政、町行政がスムーズに運営できましたことに対し、この本会議場をお借りしまして、平松町  
長から議員の皆様へ感謝状の贈呈をいたします。

それでは、お名前をお呼びしますので、順に前にお進みをお願いいたします。

松山力弥議長、お願いいたします。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員松山力弥殿。あなたは平成31年4月本町議会議  
員に当選せられ、その職に精励され、自治行政発展のため尽くされた功績は誠に偉大なるものが  
あります。よって、ここに深く感謝の意を表します。令和5年3月16日、須恵町長平松秀一。  
ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 今村桂子副議長。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員今村桂子殿。以下、同文でございます。ありが  
うございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 三上政義議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員三上政義殿。以下、同文でございます。ありが  
うございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 田原重美議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員田原重美殿。長い間、ありがとうございました。  
（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 田ノ上真議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員田ノ上真殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 猪谷繁幸議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員猪谷繁幸殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 三角栄重議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員三角栄重殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 世利孝志議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員世利孝志殿。長い間、ありがとうございました。  
（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 百田輝子議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員百田輝子殿。あなたは、令和4年4月、本町議会議員に当選せられ、その職に精励され、自治行政発展のため尽くされた功績は誠に偉大なものがあります。よって、ここに深く感謝の意を表します。令和5年3月16日、須恵町長平松秀一。

（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 川口満浩議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員川口満浩殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 藤野正剛議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員藤野正剛殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 稲永辰己議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員稲永辰己殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 男澤一夫議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員男澤一夫殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 白水春夫議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員白水春夫殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 以上でございます。ありがとうございました。

○議会事務局長（梅野 猛） ここで、今期をもって勇退される議員の方に御挨拶をお願いしたいと思います。

前の方をお願いいたします。田原議員、世利議員、前のほうをお願いします。

○議員（12番 田原 重美） 皆さん、12年間お世話になりました。消防議員に8年、監査委員4年と、大変勉強させていただきましてありがとうございます。

今後は、大島原区の区長として、区民の皆さんの協力を頂きながら運営していきたいと考えております。

最後に、議員の皆様方に、行政の監視をしっかりといただき、町民の皆様の声に耳を傾けていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議員（8番 世利 孝志） 何かびっくりされた方もおられたようでございますけれども、今任期をもちまして議員の職を退職することにいたしました。その間、2期の間、議員の皆様方には大変お世話になりました。

また、これから皆さん方、選挙戦ということで、また大変なことと思いますけれども、皆様方の御健闘をお祈りいたします。ブラボー。（拍手）

そして、平松町長をはじめ執行部の方々、そしてまた、ここにおられます各課の課長さん方、またそして、各職員の方々には大変御迷惑をおかけいたしました。厚く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

これから、私、農業をやっております。農業の傍ら、地域のため、そしてまた、須恵町のために、非力で微力ではございますけれども尽力をしたいと思っております。これからも皆様方の幸せを祈っております。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（松山 力弥） ありがとうございました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

これをもちまして、3月定例会を閉会いたします。

午後0時02分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 13番 三 上 政 義

署名議員 14番 今 村 桂 子